

平成24年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成24年11月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- |   |     |   |         |
|---|-----|---|---------|
| 市 |     | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市   | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育   | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成24年11月30日(金)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続審査の件  
議案第9号から議案第15号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程  
議案第1号から議案第19号  
提案理由の説明

請願第24-2号、請願第24-3号  
紹介議員の説明

日程第5 休会の件

+

## ○議長（中田眞司君）

本日、平成24年12月第4回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案19件、請願2件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう、ご期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから、平成24年12月第4回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、決算審査特別委員長から付託事件の審査報告が提出されていますので、その写しを配付しておきました。

次に、11月21日までに受理した陳情5件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から8月、9月及び10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている訴訟の提起1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第116条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり、派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、石毛市民部参事より、本日と12月4日、5日の欠席の届出がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、林政男議員、古場正春議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件につきましては、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○加藤 弘君

平成24年12月定例会の会期等を協議するため、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

12月定例会に上程される案件は、議案19件、請願2件であります。

次に、一般質問の通告が17人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月21日までの22日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

**○議長（中田眞司君）**

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

ご異議なしと認めます。

会期は22日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

閉会中の継続審査事件でありました議案第9号から議案第15号を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

石井孝昭決算審査特別委員会委員長。

**○石井孝昭君**

それでは、過日開催されました、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

ご報告申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました、平成23年度八街市一般会計、各特別会計歳入歳出及び水道事業会計の決算の認定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本特別委員会は、先の平成24年9月第4回定例会において設置され、同時に各会計決算の認定について付託されました。

また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月2日、3日、4日の3日間にわたり、市長、副市長、教育長及び各関係部課長等の出席を求め、開催いたしました。

それでは、各決算ごとの審査結果を要約して、主なものをご報告申し上げます。

議案第9号、平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額192億9千591万2千117円、歳出決算額186億1千810万8千696円で、その差引額から平成24年度に繰り越した事業の財源4千948万8千円を差し引いた実質収支は、6億2千831万5千421円で、そのうち、5億円を一般会計財政調整基金に積み立て、1億2千831万5千421円を平成24年度へ繰り越するものです。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査いたしました。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、「平成23年度予算執行をどのように受け止めているのか伺う。」という質疑に対して、「財政状況が厳しい中に関わらず、福祉あるいは教育予算等々について、市民の生活に影響のないように目配り、気配りを念頭に置い

た予算執行を心がけました。」という答弁がありました。

次に、「職員の定員適正化では、全体的に人員が不足しているのではないか。適正な職員の配置についての考えを伺う。」という質疑に対して「職員数の適正化については、単に削減のみにとらわれることなく、全体のバランスを考慮しながら、市民サービスが低下しないよう取り組んできたところです。現時点における職員の適正化は一定の成果があると認識しています。今後さまざまな施策を展開していく中で、見直しが必要と判断された場合には、検討する必要があると考えています。」という答弁がありました。

「平成22年度と平成23年度では、少し自主財源の比率が上がってはいるんですが、微増で大変苦しい状況です。国からの交付金等の関係が、平成26年度から減額の方ではないかと考えますが、今後の展開を伺う。」という質疑に対して「地方消費税の関係で増えていくのではという話もあります。なお、地方交付税分といたしましては、本年6月に恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率引き上げ等により対応するよう、全国市長会から、政府に対して強く要請しています。」という答弁がありました。

次に、「地方交付税の状況を伺う。」という質疑に対して、「地方交付税については、普通交付税が前年度比較3.9パーセント、1億3千709万円の増です。また、特別交付税も前年度比較12.3パーセント、2千487万4千円の増となります。基準財政収入額が減額となり、基準財政需要額が増えたことにより、普通交付税が増えています。」という答弁がありました。

次に、「市民税の減免について、平成23年度の状況を伺う。」という質疑に対して、「必要に応じて個別具体的に、その事情を慎重に考慮して、減免の適用の有無を判断しています。平成23年度の減免の状況は、軽自動車税は208件で135万600円。市民税については14件で31万200円。固定資産税・都市計画税については、130件で708万400円です。」という答弁がありました。

次に、「市税徴収での預貯金の差し押さえというのは、生活費も含まれていることがあります。これは慎重の上に慎重を期して実施しなければなりません。その辺の配慮について伺う。」という質疑に対して、「生活するために必要なお金が、そこに入っているというケースについては、差し押さえた個々の滞納者とのお話ができれば、生活に必要なものを差し引いて押さえる、換価することもあります。中には、生活費とは全く別の口座に財産的に持っている預貯金もありますので、このような場合には、適正に差し押さえし、換価する方針で臨んでいます。」という答弁がありました。

次に、歳出1款議会費では、「議会をインターネット動画配信が各行政で行われていますが、当市の議場の音響施設とカメラの設備は、インターネットに対応しているのか伺う。」という質疑に対して、「当市の設備は、インターネットに即対応はしていません。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「職員研修費の人事評価については、いつから実施している

のか。また、具体的にどのような活用をしているのか。」という質疑に対して、「平成18年度に試行して、平成19年度から本格運用という形になっています。現状の運用としては、まだ、給与等の処遇については反映をさせていません。現実的には、その評価を受けて、職員の勤務状況、資質を考慮して、適宜人事異動などに活用させています。」という答弁がありました。

次に、「地区コミュニティ事業補助金の具体的な内容を伺う。」という質疑に対して、「各区で行われるさまざまな行事に対して、一律の単価で区民数を勘案して、39の区にそれぞれ補助をしているものです。」という答弁がありました。

次に、「選挙啓発では、内容をもっと検討して、投票率アップにつながるような取り組みが必要ではないか。」という質疑に対して「日常的にいろいろな形の啓発とともに、選挙期間中には、明るい選挙推進協議会委員の皆さんのご協力をいただき、スーパー等で啓発を行っているところですが、実際、投票率が伸びないという事実は重く受け止めています。委員の皆さんのいろいろなご意見、考え方、それから、ほかの自治体の選挙管理委員会で行っていて、効果があるものなど情報を得ているので、それぞれ並行しながら、啓発の活動を進めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「訟務関係費では、訴訟の内容を伺う。」という質疑に対して、「砂と沖の境に傾斜があり、へこたみになっているところに事業所があります。平成22年の大雨の際に、そこに大量の雨水が流れ込み、その事業所に保管してあった業者向けの販売商品である清掃器具などが、水につかりました。これは、上にある市道から水が流れ込んだことによる損害であるという相手方の主張があります。ただ、実際の道路形状等を考えると、市道の方から雨水が大量に流れ込んで水没させるような状況にはないという実際のロケーションもあります。今年度も係争中です。」という答弁がありました。

次に、「市長報酬については、平成23年度は削減を7パーセントから10パーセントにしましたが、今後の対応はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「10パーセント減額を続けたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「市長交際費では、内訳を見ると出席に5千円を持っていくというのは妥当かどうかというものもあります。お金を包んでいかないで、顔だけ出すのでもいいのではないかと。自粛など、少し厳しくする必要があるのではないか。」という質疑に対して、「今年度から地元集会などへの祝儀等については自粛することに改めました。平成24年度では、約6カ月間を経過して昨年度と比較すると、45件、30万円ほど縮減しております。今後、年間を通して、かなりの縮減が図れるのではないかと考えています。」という答弁がありました。

次に、「電話交換業務では、時間帯や曜日によるものかもしれませんが、市役所代表番号に電話をかけると10回前後鳴らしても出ないという状況があります。この業務の勤務体制はどのようにしているのか。」という質疑に対して、「庁舎受付と電話交換を両方兼ねており、電話交換には2名の方があたっています。そのため、2回線に應對中だと次の回線に對應できない場合があります。」という答弁がありました。

次に、「酒々井インターチェンジ設置促進期成同盟とJR線複線化等促進期成同盟の活動内容を伺う。」という質疑に対して、「酒々井インターチェンジの関係については、道路整備促進期成同盟全国協議会や安全・安心の道づくりを続ける全国大会に出席しました。また、平成23年7月には県の当初予算編成に関する要望の提出、あるいは各政党に対して地方行政の出前の要望聴取などです。JRの関係については、県内のほとんどの市町村が加入しているJR複線化促進期成同盟が取りまとめてJR本社、支社の方に要望を行っています。」という答弁がありました。

次に、「庁舎発電機賃借260万5千円の内容を伺う。」という質疑に対して、「東日本大震災に伴う計画停電が予定されていたので、そのために約3カ月間発電機を賃借したものです。」という答弁がありました。

次に、「防犯灯の設置について、古いものはLED化にしていくとのことですが、長い期間で考えたとき、LEDの方が経費が安く済むのか伺う。」という質疑に対して、「寿命の期間3年のものが、約10年以上持つということと、消費電力20ワット相当が9ワット相当に減りますので、維持管理に関してもコスト削減になると考えています。」という答弁がありました。

次に、「市税等徴収補助員の実績を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の収納補助員が収納した額は3千874万2千547円です。前年の平成22年度が3千876万7千600円ですので、2万5千53円減額となりました。」という答弁がありました。

次に「収納補助員の役割について伺う。」という質疑に対して、「市の職員が納税者との間で、分割納付などについて、ある程度協議を整わせますので、それを受けて収納補助員が定期的に納税者のお宅を訪問し、徴収するということになります。」という答弁がありました。

次に、「過誤納還付金の内容を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の過誤納還付金決算額は、前年度比238万4千円、9.9パーセントの減になります。税目別に見ると、法人市民税の還付が減となったものの、市県民税は増となりました。理由としては、法人市民税では予定納税事業者の減、あるいは予定納税額自体の減少、あるいは前年に比較して若干だとは思いますが、業績の上昇などにより、予定納税額に対する還付が少なかったものと考えています。市県民税の還付金の増額の主な理由は、人的控除の追加による還付がほとんどです。平成23年度について、特に目立ったものは、死亡保険金に対する相続税と所得税の課税が、2010年の最高裁の判決により、二重課税にあたりとされたことに伴う返還金が2名分で約245万円です。また、外国にいる親族の扶養控除が、国において認められたことにより、その還付金が1名分で、196万円が主なものです。」という答弁がありました。

次に、歳出3款民生費について、「親子三代支え合い事業補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「八街北地区社会福祉協議会が3つの事業を行ったもので、1つ目は3地区合同による防災訓練、2つ目は各地区で活動している各種ボランティア団体との協働づくり



事業、3つ目は田園都市の特性を活かした事業で、これらの3つの事業を行うにあたり必要となる発電機、投光器などを購入したものです。」という答弁がありました。

次に、「生活保護費の就労支援業務の支援状況を伺う。」という質疑に対して、「求人広告をベースとした、就労支援ということで、具体的にその会社でどういう人材を求めているのか、紙に書いていない部分も含めて確認して面談を行っています。平成23年度は、生活保護受給者の68名が相談を受けまして、就労された方が24名です。生活保護と別の制度で住宅手当の受給者の方では、相談を受けた方が19名、うち9名の方が就労されています。また、このほかにも職業訓練には、保護の受給者9名、住宅手当の受給者8名の方が参加しています。」という答弁がありました。

次に、「生活保護関係の窓口業務で、どのような点に気を付けているのか伺う。」という質疑に対して、「最後のセーフティネットということで、厚生課の方にお見えになりますので、親切丁寧な対応に心がけています。その中で生活実態について、事細かに収入の状況、預貯金の状況などお聞きしますので、人権など配慮しながらの対応を心がけています。」という答弁がありました。

次に、「地域生活支援扶助費のデイサービス支援費が390万円から、平成23年は171万円に減額になっているが、この内容を伺う。また、デイサービスの利用者は、今後も増えていくことが見込まれるが、市の対応はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「昨年度以前は市で行っていたサービスですが、富里市の十倉厚生園で実施していた事業が県の事業に移行されたことにより、減額となりました。今後は、他の福祉サービスの対応に移行されていますので、問題はないと考えています。」という答弁がありました。

次に、「障害者自立支援給付事業費の障害介護給付費が、前年度から比べるとかなり増えていますが、これからの傾向をどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「特に生活介護、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援及び共同生活介護の利用が増えています。旧法の施設が新体系施設へ移行したということでも増えていますので、来年度についても、若干の増を見込んでいます。」という答弁がありました。

次に、「あんしん箱設置事業は社会福祉協議会を通じての配付ですが、配付した後の反応、評価はどのような状況か伺う。」という質疑に対して、「配付は民生委員の方をお願いをして、平成23年度は820個を配付しています。救急隊員からは、持病などがわかり、救急搬送に対して大分助かったという意見をいただいています。また、民生委員の方からは、品物を持っていくということで、ひとり暮らしの方たちのお宅に入るきっかけができたとの話を伺っています。」という答弁がありました。

次に、「幼児ことばの相談室では、相談指導件数が160件で、延べにして1千227名の方が相談を行ったということですが、その後がすごく大事ではないかと考えます。その後の対応としては、どのような指導を行ったのか。」という質疑に対して「相談を受けた中で、ことばの教室の指導の方に回る方、また、つくし園の方を利用される方など、そのようにつなげています。」という答弁がありました。

次に、「緊急通報装置は、申請どおりに設置されているのか伺う。」という質疑に対して、「個人情報的なものが消防署などに共有されますので、中には拒否される方もいらっしゃいます。このような方以外は、ほぼ設置しております。」という答弁がありました。

次に、「保育園管理費では、臨時職員数の推移を伺う。また、時間外保育を利用している児童は何人いるのか。」という質疑に対して、「平成23年度は、臨時職員合計で77名。平成24年度は73名採用しています。時間外保育の利用児童者数は、月平均で八街保育園130人、実住保育園102人、朝陽保育園132人、交進保育園70人、二州第一保育園42人、二州第二保育園38人になります。」という答弁がありました。

次に、「子ども手当システム改修費用は、前年度は714万円ですが、今年度は378万円。これはシステム改善が、去年ほどの整備は必要なかったことによるのか。」という質疑に対して、「平成23年度の子ども手当関係の一部修正ということで、それほど費用はかかりませんでした。しかし、繰越明許費に計上してあるとおり、平成24年度は児童手当の方に制度が変わりましたので、それにつきましては、繰越明許で予算執行しています。」という答弁がありました。

次に、「児童措置費の扶助費、子ども手当は前年から比べると約1億3千万円増加しているが、少子化で子どもが少なくなっているのに、増加している理由を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度は、手当支給の対象者が、年齢に関係なく一律1万3千円でしたが、平成23年度は、ゼロ歳から3歳は1万5千円、3歳から12歳までは第一子・第二子が1万円、第三子以降は1万5千円、中学生が1万円になったということによるものです。」という答弁がありました。

次に、「児童クラブは、市内全域に確保されましたが、利用状況を伺う。」という質疑に対して、「利用状況は、八街児童クラブ46名、八街北児童クラブ34名、川上児童クラブ39名、朝陽児童クラブ66名、交進児童クラブ18名、二州児童クラブ26名、笹引児童クラブ21名、沖児童クラブ3名、八街東児童クラブ48名の合計301名で、待機の方が9名いらっしゃいます。」という答弁がありました。

次に、「児童福祉総務費の家庭児童相談員、母子自立支援員の業務内容を伺う。」という質疑に対して、「家庭児童相談員は2名で、虐待の相談を窓口で受けたり、電話で受けたり、あと各家庭の方に訪問していろいろ相談とか、支援を行っています。母子自立支援は1名で虐待の相談とかも受けていますが、母子の方の就労支援、貸付の相談などの業務を行っています。」という答弁がありました。

次に、「つくし園の小学校などとの連携を伺う。」という質疑に対して、「幼小中高連携委員会につくし園も参加するようになってから、各小学校、中学校、幼稚園、保育園に限らず、高校の方まで、つくし園をご理解いただいています。特に実住小学校は、つくし園を気にかけてくれて、交流も深まっていますし、千葉黎明さんも、いつでも遊びに来てくださいと声をかけていただいたりしています。地域の人に支えられながらのつくし園になったと考えています。」という答弁がありました。

次に、「国民年金は、若い人に関心がないと考えています。啓蒙啓発を進めて、免除の制度などの問題もPRしていかなければいけないと考えるが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「年金制度はいろいろと改革がありますが、その都度、広報等により市民の方々に周知をしている状況です。年金の免除・猶予申請については、窓口でパンフレットを配布し、制度の周知に努めています。また、月1回年金相談を利用していただくことにより、皆様方が年金の受給権を得られるようにしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費について、「健康増進事業の各検診の受診率を伺う。また、自己負担についての考えを伺う。」という質疑に対して、「平成23年度では、胃がん検診18.1パーセント、大腸がん検診30.4パーセント、乳がん検診40.8パーセント、子宮頸がん検診20.4パーセント、肺がん検診31.6パーセント、前立腺がん18.6パーセントになります。自己負担については、目安として検診費用全体に対して大体4分の1程度を個人負担としていただいています。財政事情等を考えますと、現段階では自己負担をいただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「保健活動費の骨密度測定では、測定を委託するのではなく、本市に常時測定できるようにできないのか伺う。」という質疑に対して、「測定器を無料で借りて、健康まつりや健康相談時に測定を行っています。値段が安いものではありませんので、すぐ購入というわけにもいきませんし、毎日測定するものでもないもので、すぐに設置とは今のところ考えていません。」という答弁がありました。

次に、「水質対策事業では、平成21年度に南部地域を65カ所水質検査をして、5基の浄水器を補助、平成22年度は北部地域を65カ所検査をして、5基補助しました。平成23年度は南部地域を65カ所検査して、10基補助しているので、地域によっては地下水がどんどん汚染されてきていると言わざるを得ないのではないかと思うが、どのような状況か。」という質疑に対して、「平成22年度の北部地域の検査で、基準を超えたものは、大腸菌の検出が3カ所、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素の検出が19カ所ありました。平成23年度の南部地域の検査で基準を超えたものは、大腸菌はありませんでした。亜硝酸態窒素、硝酸態窒素については、21カ所ありました。」という答弁がありました。

次に、「環境衛生費では、犬の散歩時に糞の後始末をやらない方がいます。これはマナーの問題ですが、例えば犬の糞始末条例などの考えについて伺う。」という質疑に対して、「さわやかな環境づくり条例の中で、そのような犬の糞尿の適正処理などを周知しているところです。今後も広報やちまたにおいて、お知らせしていきます。」という答弁がありました。

次に、「不法投棄監視対策費では、不法投棄の状況を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の不法投棄監視員の実績ですと、監視回数が年間で830回、延べ人数で1千616人、発見件数が116件、区等で処理していただいた件数が82件、市の方で処理したのが34件です。」という答弁がありました。

次に、「水質対策事業では、地下水に亜硝酸態窒素、硝酸態窒素が検出され、飲料に適さないものが出ています。主な要因としては、農家で農地に使用している肥料が余分に使われたものが浸透して、地下水に入ってしまうということなので、環境省の方でも全国的な問題として対策等を注意喚起していますが、農家の方と協議して、肥料の使い方等の対策は行っているのか。」という質疑に対して、「農家の方々が緑肥を使用するなどして、窒素の過剰を防ぐなどの対応されていると思います。」という答弁がありました。

次に、「ごみ収集処理事業の一般廃棄物収集業務は、平成22年度は1万5千515トン、平成23年度は1万5千804トンと若干増えています。焼却灰処理業務は、平成21年度1千92トン、平成22年度407トン、平成23年度1千611トンとかなり増えた理由を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度は、焼却飛灰については熔融を回していたので、その分減っています。平成23年度は3月11日の地震により、熔融炉を稼働していませんので、焼却飛灰と主灰が増えています。」という答弁がありました。

次に、「焼却炉維持修繕費は、平成21年度は7千452万円、平成22年度は9千426万8千円、平成23年度は1億744万7千円と年々引き上がっています。修繕の内容について伺う。」という質疑に対して、「一番修繕費がかかるのが、炉の耐火物の交換などです。昨年度は大きな修繕はしないで、部分的な修繕で済ませましたが、焼却するごみによりますが、炉の耐火物が傷みますので、年々その辺の修繕費が増えてきているのが原因です。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費について、「農業が基幹産業であるという位置付けからしても、もっと農業者支援の予算編成であるべきと思うがどのように考えているのか。」という質疑に対して、「八街市の後継者問題、あるいは耕作放棄地対策の一環として、農地の借受者に対して助成をする制度など、従来とは形を変えて真に必要な事業を今後も農家側と話し合いながら取り組んでいきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「農業振興費では、八街のニンジンが甘くてすごくいいと言われているので、キャロットジュースの全国的視野に立った普及活動が必要ではないか。」という質疑に対して、「現在農協の直売所等で販売しています。また、ぼっちのネット販売等にも力を入れ、販売促進をしているところですので、これらを活用していただければと考えています。」という答弁がありました。

次に、「園芸用廃プラスチック適正事業では、平成21年度745万1千190円、平成22年度682万2千500円、平成23年度568万5千355円と、だんだん減少しているが、どのような状況か伺う。」という質疑に対して、「これは今年の2月20日に廃プラスチック処理工場が停止したこと。また、マルチングとして再生使用したり、耐用年数が通常ですと2年ですが、5年持つものなどのビニールもありますので、数量については若干波があるというように捉えています。」という答弁がありました。

次に、「農業後継者対策では、平成23年度の事業内容と後継者対策育成の成果について伺う。」という質疑に対して、「若手の2団体の後継者の方々に支援しているところです。

昨年の被災地の関係で交流会として、塩釜市で交流を図った事業に対して支援活動をしました。また、先輩の農業者と新規就農者で農業経営の相談など、交流を図りました。」という答弁がありました。

次に、「北総中央用水事業を活用するために、農家の人たちの希望を敏感に捉えて進めていかなければなりません。今後の対応を伺う。」という質疑に対して、「各畑まで、いろいろな施設を作るのに、経営事業を立ち上げると10パーセント農家負担が発生しますので、今の農家さんの現状では、なかなか厳しいところがあります。それらについて、今後いろいろ農家さんと話し合いながら、どうしていくか、今後しっかりしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「農産物地域ブランド化推進事業費では、小麦のユメシホウを学校給食に活用する事業の状況を伺う。」という質疑に対して、「今年度の12月頃から学校給食に活用していただくために、現在、学校給食会、粉を作る製粉工場、パンを焼く工場等と準備しているところです。」という答弁がありました。

次に、「農業振興費の農家組合連合会長さんたちは、どのような活動をしているのか伺う。」という質疑に対して、「各地区の農家さんの代表30名の方々が、農業振興のための調査や農業共済の関係などの意見等を把握するために、市にご協力いただいている組織です。」という答弁がありました。

次に、「農業振興費では、農業研究会の内容を伺う。」という質疑に対して、「新品種の研究、PR活動、病虫害防除対策などの活動をしています。」という答弁がありました。

次に、「環境保全型土づくり対策事業費では、緑肥作物ということですが、雨とかで流れ出る土を防ぐために植えるものと考えていいのか。」という質疑に対して、「大雨による土流出もそうですが、強風によるほこりを防止する目的です。農家さんにとっても、有機肥料的になりますので、土づくりの農業振興にもつながると考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費について、「シルバー人材センター補助金は、平成21年度、22年度、23年度1千250万円で推移しているが、予算を増やす、あるいは市の公共事業の発注を増やしていくなどの考えはないか。」という質疑に対して、「シルバー人材センターの事業の受注状況は、平成23年度は、受注件数全体で1千548件、うち公共事業が22件です。平成24年度は、庁舎の清掃業務などをシルバー人材センターで受注しましたので、公共事業については受注件数及び受注金額は伸びています。今後も積極的にシルバー人材センターを活用していただけるように、各事業課、発注課に対してお願いしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「就労支援事業では、アンテナショップぼっちの事業拡大で、地元商店街と協働して、宅配を始めてはと思うが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「現在、福祉関係の部署と検討を行っているところですが、いつ、その事業をスタートさせるかは、まだ決定していません。引き続き内容について検討してまいります。」という答弁がありま

+

した。

次に、「消費生活対策費の消費生活窓口高度化事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「消費生活センターの相談員の方々が消費問題の複雑化、多様化に対応をしていくための能力を養うために、弁護士等を講師として講義をいただいたり、消費問題、諸問題の解決方法等を研修で行っている事業です。平成23年度は、9回研修会を開催しました。」という答弁がありました。

次に、「就労支援サイト、ジョブ・ナビの成果を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度登録業者110社に、就業状況についてアンケート調査を行った結果によると、回答があったのは18社で、実際採用されたのは4名、前段の選考対象としたのが7名という報告を受けております。」という答弁がありました。

次に、「アンテナショップぼっちの平成23年度の実績を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の売上は1千605万6千988円、客数は2万714人です。平成22年度と比較すると、若干数字は落ちています。このような状況ですが、PR活動並びにPR販売の促進に県外・県内問わず、いろいろな催し物に出向いて、落花生のPRを兼ねて、ぼっちの売上を伸ばしているところです。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について、「市道未登記路線用地測量業務では、未登記の筆数は、どのくらいあるのか。また、今後の計画を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度末で、未登記の筆数が1千353筆です。平成23年度には、1級市道2筆、その他一般路線4筆を処理しています。今後も引き続き道路の整備等を行いますので、その際、発見できたところから少しずつにはなりますが、着実に減らしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「道路排水施設整備事業では、平成23年度の実績を伺う。」という質疑に対して「道路排水施設整備事業として実施したのは、全部で9件です。側溝あるいは管渠など排水構造物による整備が4件で、総延長が197メートルです。道路の下に貯留浸透施設を整備した箇所が3件、そのほか、排水関係の補修工事が2件となります。」という答弁がありました。

次に、「住宅耐震化促進事業の実績と市民へのPRについて伺う。」という質疑に対して、「平成22年度からこの制度が始まり、平成22年度は1件、平成23年度が2件、平成24年度については、現在9月末で6件の耐震診断補助金を支出しています。市民へのPRについては、広報やちまた、ホームページ、並びに全戸に回覧しました。7月9日の耐震相談会には5名、11月26日の2回目の耐震相談会では7名の相談がありました。」という答弁がありました。

次に、「千葉県公共用地対策協議会研修会負担金の内容を伺う。」という質疑に対して、「土地区画整理事業のセミナー、施工の管理技術講習、換地及び換地処分の講習会に参加したものです。」という答弁がありました。

次に、「街路事業費では、八街バイパス関係の環境整備について積極的な取り組みがあっ

たと聞いていますが、進捗状況を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度から今年にかけて用地買収については、2億数千万円の契約をさせていただいた状況です。全体的に考えますと、約91パーセントの進捗になります。」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費について、「避難場所整備事業費の内容を伺う。」という質疑に対して、「発電機を5台購入して備蓄倉庫に備えたものです。」という答弁がありました。

「避難所の半分にしか防災備蓄倉庫がない状況なので、速やかに全部の避難所に設置が必要と考えるが、取り組みについて伺う。」という質疑に対して、「今後、保育園を優先的に設置して、そのあとコミュニティセンターに設置を予定しています。可能な限り速やかに保育園を順次できるところから設置し、早目に全てが設置されるような形で進めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「出初式は、スポーツプラザの駐車場を利用して行われていますが、参加者について伺う。」という質疑に対して、「参加者の団員数ですが、平成23年が約170名、平成22年は210名が参加しています。一般参加については把握していません。」という答弁がありました。

次に、「防災無線がデジタル化されるのは、いつ頃になるのか伺う。」という質疑に対して、「デジタル無線化する事業は、総務省の補助事業で、今回16局分内示をいただきました。事業の最終年度が、はっきりは示されていないところですが、なるべく早目に取り組んで、速やかに終わるような形で進めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「非常備消防運営では、今、消防団の全体数が足りない状況です。消防団員報酬の引き上げについて、どのように考えているか。」という質疑に対して、「報酬の引き上げについては、近隣の佐倉市、富里市などの状況等を確認すると、同じような報酬体系です。」という答弁がありました。

次に、「消防施設整備事業では、防火水槽のない地域の計画的な整備を進めていく必要があるのではないか。」という質疑に対して、「防火水槽、水利の確保については、火災時には水利が命になりますので、整備は毎年、各分団を通じて、実際に火災時に不足と思われるところについて地元のご協力等をいただき、実施している状況です。」という答弁がありました。

次に、歳出9款教育費について、「育て八街っ子推進事業の内容と成果を伺う。」という質疑に対して、「連携に関わる推進事業で、中学校区を中心に取り組んでいます。学力向上に関わる事業や中学校区で小中学校の交流を深めるために、音楽交流、授業交流を行い、子どもたちが夢と希望を持って事業を推進していく内容で取り組んできているところです。成果としては、子どもたちが小学校から中学校へ行くときに不安やそういった課題をできるだけ少なくして進学できる。また、教職員も小学校、中学校それぞれ連携を深めながら、子どもたちの状況をよく把握し、適切な教育指導ができると認識しています。」という答弁がありました。

次に、「事故対策補助教員、校内適応指導教室補助員、特別支援教育支援員、カウンセラ

一が配置され、その成果を伺う。」という質疑に対して、「いずれも通常、学校の集団生活の中でなかなか適応が難しい、課題をお持ちのお子様、あるいはハンディキャップに即して必要な支援が求められる、そういったお子様に対して個別指導をしていただくということで、特になかなか学校に足が向かなかったお子さんが、気持ちの上でやってみようかというエネルギーを持っていただくような成果があったり、本来ならば集団の中で難しいお子様が、少人数の中で学業や、それから何か活動に取り組める、そういった成果の報告を受けています。さらに特別支援の関係では、やはり保護者の方が安心して学校でお子様をそういう活動にあたることに対して、ご理解をいただくというような報告を受けております。カウンセラーについては、今、保護者の方自身が、どうお子さんに向き合っていけばいいかというようなところについて、悩みを抱えていらっしゃるケースもありますので、そういった保護者の方が現実に向き合っていただきながら、必要なご家庭での支援に関しても、カウンセラー等との対応の中で改善が図られたという報告も受けています。」という答弁がありました。

次に、「外国語指導助手については、4名配置されましたが、直接雇用は考えていないのか。」という質疑に対して、「外国語指導助手の委託の関係は、直接雇用させていただく場合のデメリット・メリット、そういったものも踏まえつつ、財政上のことを考えまして、適切な選択の仕方ということで理解をしているところです。直接雇用をしている市等と情報交換をさせていただきながら、よく吟味させていただきます。」という答弁がありました。

次に、「教育支援センターの教育相談員の状況を伺う。」という質疑に対して、「3名の方に扶養の範囲内の勤務をいただきながら、子どもたちが、いつ来所しても対応ができるように、あるいは子どもたちの来所がかなわなかったときでも、その子どもたちのいろんなケースを吟味していただいて、来所時にどんな対応をすべきか。あるいは保護者の方へ、どう働きかけをしていったらいいのか。基本的にはナチュラル、教育支援センターで子どもたちは学校に戻ってもらうことを前提に、できることを今取り組んでいます。」という答弁がありました。

次に、「教育施設に設置してある、AED、消火器は購入の場合とリースの場合どのように違うのか。また、どこに設置されているのか伺う。」という質疑に対して、「消火器は、消防法に基づいて、小中学校、幼稚園、各教育施設全てに、法にのっとって設置してあります。買い取りという考えもありますが、大体5年ごとに交換しなければならない。また、忘れるということもあるので、それを全部確認してもらうということと、消火液の交換という作業もありますので、そういったものを一切含めてリースという形で賃借しています。若干買い取りよりは高いかもしれませんが、間違いなく機能するというので、リースを選択しています。AEDについても、購入するとリースよりも若干安く購入できると思いますが、耐用年数が7年と聞いており、5年間くらいであれば支障なく機能するというので、残り2年くらいを余して5年間でパットの交換とか、緊急の場合に作動するようにというメンテナンスも含めて契約をしています。設置箇所は、平成20年度に中学校4校とスポーツプラザに設置しました。平成21年度には、各小学校9校に設置しています。」という



答弁がありました。

次に、「特殊建築物定期調査業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「建築物の定期調査は、延べ床面積2千平方メートル以上の建物について、土木事務所に提出しなければなりません。建築的な内容は3年に1回。設備は、毎年、県に報告することになっております。平成23年度は、建築物と設備の定期調査となり、専門的な知識が必要とされますので、予算措置をしました。」という答弁がありました。

次に、「川上小学校、東小学校、交進小学校の耐震化の計画について伺う。」という質疑に対して、「耐震の設計をして、それを耐震判定委員会の承認を得るには、4、5カ月ぐらいかかると考えています。通常、夏休み中の40日間を利用しての工事になりますけれども、これからのスタートですと来年の夏休みは難しいので、平成25年度中に設計と判定委員会の承認をもらい、平成26年度の夏休みで耐震補強工事を実施する計画です。」という答弁がありました。

次に、「こども110番支援事業費の保険料の内容を伺う。」という質疑に対して「こども110番の家に登録していただいた家庭が110番の係に関連した事故に遭われたとき、死亡したとき、後遺症をこうむったとき、入院したとき、通院したとき等に支払われるものです。また、物損の見舞金が支払われる場合は、このこども110番の家に直接関連して協力者などが建物動産に被害を受けたときに支払われる内容の保険料です。」という答弁がありました。

次に、「青少年育成基金の内容を伺う。」という質疑に対して、「平成元年度のふるさと創生1億円事業により交付を受けた1億円のうち5千万円を原資に平成2年3月に青少年育成基金を設置しました。以後、青少年育成のための経費として充当していました。平成23年度は、この原資が900万円で、それを積み立てたことにより、7千604円の運用益を積み立てたものです。」という答弁がありました。

次に、「文化財審議会委員は、何名で年に何回会合が行われているのか。」という質疑に対して、「文化財審議会委員は5名で、通常年3回の予算を組んでいますが、平成23年度は1回開催しました。」という答弁がありました。

次に、「郷土資料館の入館者数の推移を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度の入館者数が2千206人。平成23年度は2千622人です。」という答弁がありました。

次に、「図書館費の修繕料の内容を伺う。」という質疑に対して、「空調用の配管断熱材の交換、サーバー室の空調や移動図書館車などの修繕です。」という答弁がありました。

次に、「図書館での絵本の読み聞かせ講座、ジュニア司書養成講座の内容を伺う。」という質疑に対して、「絵本の読み聞かせ講座は、絵本の読み聞かせの方法について、一般の方を対象に行っています。ジュニア司書養成講座は、平成23年度から読書活動推進の担い手の育成を図るため、中学生などを対象に、本の知識や司書の仕事についての研修を行っています。」という答弁がありました。

次に、「体育施設費では、中央グラウンドと南部グラウンドの整備の内容を伺う。」とい

+

う質疑に対して、「中央グラウンドは、6基ある照明塔のうち、錆の多い2基の塗替工事と照明制御盤の鍵の取り換え工事です。南部グラウンドの工事は、配管の老朽化に伴いまして漏水が発生したため、緊急で水道管の布設替えを行ったものです。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようがありました。

「民主党政権は、国民との公約を投げ捨てただけでなく、国民の暮らし応援には背を向け、医療・介護・年金など社会保障を切り捨てて、負担増を押し付ける計画を次々に打ち出しています。一方で法人税の5パーセント減税、証券優遇税制の2年延長など、大企業・大資産家を優遇する不公平税制を温存・拡大しようとしています。消費税増税への道を進み、さらには、食と農業・地域経済・国土と環境を壊すTPPに参加しようとしています。これこそ国民の暮らしを破壊し、経済も財政も悪化させる危険な道にはかたまりません。こうした国の政治を背景に、景気改善の兆しはなく、悪化の一途をたどっています。このような情勢のもとで、「市民の命と暮らしを守る」という地方自治の精神を市政に反映させるためには、これまでの延長線上ではなく、市政のあり方や街づくりの発想の転換が必要であります。こうしたもとで、子どもの医療費の無料化を中学3年生まで拡大、子宮頸がんワクチンの全額助成は、子育て世代から歓迎され、評価するものであります。しかし、市民生活悪化のもと、逼迫した市財政の状況下でありながら、市長給与は10パーセント削減であり、交際費は前年対比増の186万8千円で、市長としての政治姿勢が問われるものであります。また、市の総合計画第2次基本計画の中心事業である大池第三雨水幹線事業の設計が4千140万円で委託されました。この間、日本共産党は1時間50ミリの降雨量にしか対応できない施設は、今後の街づくりに大きな欠陥であると指摘してきました。当面は冠水地域への調整池や家庭での雨水貯留タンクの設置で対応できる問題です。駅北側区画整理事業は「地域が活性化すると事業を進めてきましたが、一向に活性化する気配はなく、逆に税収が落ち込みました。市民の大切な税金を投入してまでも、最優先に実施すべき事業ではなかったことは、市民アンケートでも明らかになっています。大雨に対応しきれない雨水幹線事業は、駅北側区画整理事業の二の舞になることは明らかであります。26億4千600万円もの投入するこの事業は、凍結し、市民が切実に求めている国保税の引き下げや介護保険の充実、安全な道路整備など、市民の暮らしを守る施策を優先させるべきです。市民の担税力は限界にきており、徴収強化では解決になりません。懇切丁寧な説明や減免制度の充実で活用して、セーフネット的役割を果たす窓口を作って相談を受けることであります。本来ならば、国が守らなければならない社会保障制度を自ら突き壊し、自治体と市民に押し付けたことも問題であります。国の言いなりでは市民の暮らしと命は守れません。一般会計からの繰り出しで国保や介護制度を守り、市民が安心してかかれる体制を作るべきであります。市税の減収の原因となっている、市民の収入減、地域経済の疲弊に対する対策が求められています。市内の中小業者は、雇用・所得を生み出す内需拡大の核であり、地域振興の役割を果たしてきました。その業者が「仕事がない」「売上が半減した」など、悲痛な声を上げながらも必死に頑張っ

ています。しかし、八街市の経済の中心となる商工農業の構成比は、わずか2.3パーセント、これでは地域活性化には、ほど遠いものです。大幅に落ち込んでいる予算を増額すべきであります。そして、基幹産業である産業活性化の取り組みこそ重要であります。北総用水事業を幾ら進めても農業の活性化につながりません。ニンジンのブランド化とともにキャロットジュースの普及、農業資材・飼料への補助や後継者対策の充実、廃プラスチック処理の拡大助成など、直接支援で持続できる農業施策を重視し、地域経済活性化に努めるべきです。民生費では、保育所の待機児童解消に抜本的解決には至っていません。保育ママ制度の導入や公共施設を活用した保育園の分院制度の導入で待機児童ゼロを目指す取り組みを求めます。生活保護費は、市民生活を守る最後のセーフティーネットであります。受給にあたり人権が損なわれないようにすべきであります。教育費では、就学援助制度の拡充・改善は必要です。本市の就学援助制度は国の制度に準じているとしていますが、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費など、国は支給項目を増やしています。市も新たな支給項目を増やすとともに、市民生活の実態を見て予算確保をすべきです。学校図書の整備についても、基準に達するものとなっておりますし、子どもたちの読書活動の推進を図る上でも整備が必要であります。また、外国語英語指導助手の委託の問題では、直接雇用で子どもの様子・状況に合った指導、生きた授業、わかる授業をすべきであります。小学校の耐震化は切実な問題であり、学校は避難場所という役割も担っているのであり、早急な対策が求められます。最後に契約の問題であります。中央公民館・図書館の清掃業務委託は、合同入札をしており、前年度より高く落札しております。何のための合同入札だったのか、無駄を省くどころか税金の持ち出しであります。また、庁舎の清掃業務についても、平成11年から中央公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザは8年目を迎え、常態化した状況に疑問が持たれないこと自体が問題であり、入札の公平性・透明性を強く求めるものであります。格差社会が進む中で、市民の生活実態を直視し、市民が安心して暮らせる自治体本来の役割を求めて、平成23年度一般会計歳入歳出決算決算の認定に反対するものです。

次に、賛成討論が次のようにありました。

「厳しい経済社会、財政状況下におきながら、まず、歳入においては、192億9千291万円で昨年比マイナス0.26パーセントにおさめ、通年型となっております。その中で自主財源率が平成22年度の44.8パーセントから45.8パーセントとなり、市税徴収対策本部や市全体に関わる面で見直し等、努力の跡が伺われ、高く評価するものでございます。一方、歳出面では、民生、福祉、衛生、農政、商工、土木、消防、教育と幅広く有効にその財源を活用しております。具体的には、市民の安心・安全のための防犯灯の設置やカーブミラー等の設置、さらには道路排水工事や道路の改修等整備に取り組んでいただいております。また、活力ある街づくりのために地産地消を主とした産業まつりの実施やアンテナショップをはじめとする就労支援、消費生活向上のための消費生活諸活動に努力されておりました。また、市民の健康を守るために、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種や小学校4年生から中学校3年生までの児童医療費助成等々を

実施していただき、市民の健康増進に深くつながっております。また、明日を担う子どもたちのための教育面では、朝陽小学校改築工事のための屋内運動場の耐力度調査、児童・生徒が夢を育み、地域全体で、それを育てようとする育て八街っ子事業の推進、社会教育や文化、体育、図書等の振興のための諸事業に積極的に取り組んでいただいております。全体的に大変厳しい財政状況の中で、市長自ら市長給与の削減や交際費の節約に努めており、市執行部一丸となって全般にわたる適正な事業への見直しを行い、バランスのとれた中での決算となっております。今後も北村市長の強きリーダーシップのもと、今、優先してやるべきことへの適正なあり方にも、さらなる努力に期待し、平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算に賛成するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時13分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○石井孝昭君

引き続き、ご報告申し上げます。

続いて、特別会計についての報告を行います。

議案第10号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額88億4千983万7千524円、歳出決算額87億5千950万4千268円で、その差引額から平成24年度に繰り越した事業の財源340万円を差し引いた実質収支は8千693万3千256円となり、うち2千607万円を財政調整基金に積み立て、6千86万3千256円を平成24年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から「昨年度に比べて歳入決算は7.2パーセント増。収納率についても、84.02パーセント、631ポイントの増と大変上がっていますが、今まで八街市は国保税については、全国でワースト1というような、あまりいいことを聞いていせんでしたが、改善されているのか伺う。」という質疑に対して、「対策本部において、平成17年から続いている全国のワーストというところを何とかして脱却しなければいけないということで、一丸となり、国保の目標収納率を80パーセントにして、現年の徴収を早目に呼びかけて行っていることから、6.3ポイント改善されたものと思います。しかしながら、千葉県の下から8番目か9番目ぐらいのところには上がってはおりますが、まだ、収納率としては依然として低いところには位置していますので、今後もきめ細かな納税者との交渉を行いながら、国保財政を健全に運営していかなければいけないと考えています。」という答弁

がありました。

次に、「国保税の徴収強化は、市民税など違って命と健康に直接つながりがあるので、懇切丁寧な対応を含めて行わなければならないが、注意点など、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「滞納されている方との交渉の状況は日々記録がありますので、これを活用して、その上で最終的に短期保険証、資格証明書への審査会にかけまして、最終的に資格証明書の発行ですとか、短期保険証の交付を行っています。賦課をしたら最終的に納税をされるまでが仕事だというふうに理解をしていますので、懇切丁寧な対応については、日頃窓口で徹底しています。」という答弁がありました。

次に、「国保税の減免の状況について伺う。」という質疑に対して、「市の要綱に基づき、平成23年度は総合計38件が減免の対象となりました。一番多いのが在監、懲役などで、犯罪を犯したことによって、その期間拘留されているという方の減免が30件。次に、東日本大震災によります被災者の方が八街に移り住んで、その関係で6件。それから火災によりまして財産が消滅したことによるのが1件、所得が急激に下がり、財産等もなく、減免したのが1件です。そのほかに、2年前から非正規雇用、また、退職を余儀なくされた方も減免、これは特例対象被保険者の減免ですが、これについては168件の減免がありました。」という答弁がありました。

次に、「徴収強化だけでは、カバーしていけない部分があるので、保険税というものをどうやって払ってもらえるのかということを考えていけば、応能応益の負担割合とか、均等割とか、そういった問題も含めて考えていく必要があるのではないか。」という質疑に対して、「保険税については、応能割、応益割の実態というものが、各自治体によっても、もちろん考え方が違ってきている状況です。段階的に資産割をなくそうということで、数年前には25から20へ引き下げを行いました。なおかつ、今もシミュレーションを行いながら、何とか資産割をなくせないかということで、検討しているところです。今の現状は、非常に国保財政が不安定になってきていますので、応能割、応益割のバランスも考えながら調整していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「保健事業は、重症化させないための予防医療です。医療費がかさばらないという点では、やはり有効的な手だてだと思います。健康増進のための施策についてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「特定健康診査の受診率がなかなか向上していない状況ですが、受診票については、全ての対象者に送付しています。何年か前に受診したけれども、その後、特定健診を受けなくなってしまったという方については、今年度、国保団体連合会の保健師さんが、598件の電話をして受診を促しています。その中で、今病院にかかっている、治療を受けているからなどの情報は受けております。そういうことを小まめに行い、何とか予防的な対策を講じていくことが務めであると考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「市民は貧困と格差が広がる中で、医療費を削って生活しながら、それでも滞納に追い込

まれています。まさに、お金の切れ目が医療を受ける機会を抑制し、国民皆保険制度が形骸化しつつあります。このような事態を招いたのも、国庫負担割合を45パーセントから38.5パーセントに削減したことにあります。こうしたもとで、全国的にも負担率が増大し続け、滞納世帯が増大しています。さらに政府は国保の広域化を進めようとしていますが、その狙いは、国の責任を後退させ、給付費を抑制することにほかなりません。本市の国保税は決して負担が軽いものではなく、年間所得の約1割以上が税額として賦課され、重い負担をしなければなりません。その結果、払いたくても払えない、こういう実態があり、こうしたもとで、徴収強化だけでは問題は解決しないわけであります。国保財政の赤字の1つが医療費であります。これまでも総合的に予防医療に取り組むべきと求めてきましたが、従来どおりであり、改善が求められております。地方自治体の役割は、住民の命と健康を守るという福祉の増進にあります。国保税引き下げのため、国庫負担を元に戻すことと、これを国に強く要望すること、一般会計からの繰り入れをして、払える国保税にすることを求めて、反対討論の趣旨といたします。」

次に、賛成討論がありました。

「国民健康保険は、我が国の皆保険を支える非常に大きな柱の1つであります。中でも本市の国保につきましては、平成23年度は28所帯増の1万4千294所帯、総所帯数に占める割合は47.67パーセントと大変大きな存在であります。また、議案第10号での特別会計の決算額は歳入総額88億4千983万7千524円、歳出総額は87億5千950万4千268円と大変大きな存在であります。また、その事業内容を見ますと、特定健康診断の推進、さらには高額医療費の負担金、さらには出産育児一時金支出額、これも直接支払制度を導入されるなど、市民目線の取り組みがされております。さらに、大変懸念されておりました収納率につきましても、前年度6.31ポイントを上回る現年度課税分が84.02パーセントという形で、大変大幅に向上しており、担当各課のご努力の姿も見せております。今後も八街市の健康安全都市宣言にふさわしい市民の健康と生命、命を守る事業の推進を期待して、議案第10号に賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第11号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額3億4千784万4千993円、歳出決算額3億4千562万9千905円で、歳入歳出差引額221万5千88円全額を平成24年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から、「保険料の軽減と普通徴収の収納率を伺う。」という質疑に対して、「軽減等につきましては、国保と同様に所得に応じまして軽減措置がされております。2割、5割、7割、そのほかに9割軽減というような形で後期高齢者医療の保険料は軽減措置があります。八街市については、保険者が概ね5千900人いる中、3千100人ほどが軽減の対象です。普通徴収の収納率につきましては、平成21年度は94.9パーセ

ント、平成22年度は94.98パーセント、平成23年度は95.49パーセントです。」という答弁がありました。

次に、「軽減措置については、制度的になくなるという部分からすれば、これは5千900人のうち約3千人の方々が、縮小で保険税が元に戻るというようなことにもなりかねないと考えるが、どのような状況か伺う。」という質疑に対して、「民主党政権になり、後期高齢者医療の制度自体が廃止されて国保に加入するというような状況の中では、そのような話はありませんが、今のところ後期高齢者制度を継続し、軽減についても現状のまま継続するというので、認識しています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、制度開始以来、世論の強い反対にさらされています。民主党は即時廃止を公約していましたが、政権交代後はその公約を投げ捨てました。制度に由来あった軽減措置、75歳以上の低所得者に対する保険料軽減措置の縮小で、さらに滞納が増えるのは明らかであります。年齢で医療差別をしているのは日本だけあります。2年ごとに保険料を見直しをして、高齢者が滞納をすれば、短期保険証を発行するという大変冷たい制度であります。日本共産党はこのように高齢者を差別する後期高齢者医療制度に直ちに廃止すべきという立場から、本特別会計に反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度発足後、たび重なる保険料軽減策が講じられております。現在も被保険者の負担軽減は継続されています。また、加入者が諸般の事情により、仮に納期どおり保険料を支払えず、保険料が滞ったとしても、全員に保険証が行き渡るよう配慮もされております。保険料収納率は96.50パーセントであり、市税と比較すると高い水準にあります。もちろん保険料は安いに越したことはありませんが、現在の超高齢化社会の中で、国民健康保険をはじめとした健康保険制度を守っていくためには、加入者の皆様方に一定の負担をお願いしなければ制度が成り立たないことも事実であります。このような中で、後期高齢者医療制度では、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたものと思っております。最後に、市長におかれましては、この街に住む方々が安心して暮らしていけるよう後期高齢者医療制度の充実のため、より一層の努力を講じていただけますようご要望いたしまして、賛成討論といたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第12号、平成23年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額33億2千868万3千784円、歳出決算額32億6千228万9千120円で、歳入歳出差引額6千639万4千664円全額を平成24年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から、「介護予防サービス等諸費の不用額が多い理由を伺う。」という質疑に対して、「利用者が減っているという事情です。件数的に申し上げますと、平

成21年度7千465件、平成22年度6千551件、平成23年度5千681件と、利用者の減によるものです。この減った理由といたしましては、介護支援から介護へ移った方が多く、要支援の方が減りました。」という答弁がありました。

次に、「介護認定審査会事務費の介護認定審査会委員の内容を伺う。」という質疑に対して、「認定審査会の委員は、20名で5名の方を1合議体として4合議体で実施しています。1合議体の合議体長が各内科の先生等で、そのほかに薬剤師の方とか、ケアマネジャー、介護福祉関係、そういった方々で構成されております。平成23年度は、計64回を開催して、2千3名の認定を行った状況です。」という答弁がありました。

次に、保険料は段階別にどのような方々が滞納が多いのか。また、減免措置についての考えを伺う。」という質疑に対して、「滞納状況ですが、やはり第2段階と特例第4段階と第5段階が多数を占めています。できれば、減免措置の形が一番望ましいと思いますが、第5期の介護保険料については、憂慮すべきところも含めた形で設定をしていますので、やはり今回計画を立てた段階で、この計画をスムーズに進行するという観点からも保険料の減免については、従来どおりの対応をしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「包括支援事業では、地域包括ケアというのは、およそ中学校区を単位に高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護予防、住まいなど、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制と定義されており、包括支援センター、高齢者サポーターを配置して、きめ細かな訪問とか、相談活動に取り組むべきではないか。包括支援センターとしての今後の対策を伺う。」という質疑に対して、「中学校区に1カ所ということで、設定はしてありますが、第5期の介護保険事業計画において、一応検討させていただいた中で、第5期については、現状の市役所内の1カ所という形で対応したいと考えています。将来的には今後どう変わるのかということについては、現在まだ、そこまでは検討していないところで。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「介護保険が導入されて10年。3年ごとの保険料値上げで八街市は保険料は6倍にもはね上がり、その一方で保険料の滞納者は3.7倍、滞納金額は4.4倍にもなっています。普通徴収の4分の1が滞納となっており、低所得者の滞納が多く、高齢者の生活実態に合わない保険料は利用の制限をせざるを得ない状況であります。また、特養老人ホームの待機は4.2倍の163人にもなり、介護度4、5の大変重い方が半数を占めており、まさに保険あって介護なしの時代であります。こうした実態を放置すべきではありません。八街市も高齢者の立場に立って、保険料、利用料の軽減に努めるべきであります。介護保険の後退を許さない意見をしっかりと国に上げるとともに、厚生労働省の三原則の撤廃、国庫負担増を求めるよう要求し、反対討論といたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「平成23年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万5千221人、要介護・要支援認定者は2千25人であり、制度開始の平成12年度と比較しますと、高齢者人口は



1. 7倍に、要介護・要支援認定者は2.4倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度として、より一層の定着を見せております。平成23年度においては、身近な生活圏域ごとのサービス拠点として、地域密着型サービス事業の整備を促進し、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所2施設を新たに指定しており、また、増加する特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、本年7月に1施設がオープンに至り、サービスの展開を図っていると聞いております。さらに、平成24年度から平成26年度における第5期介護保険事業計画策定においては、介護・医療・予防・生活支援・住まいなどのサービスを一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアの考え方を念頭に置きつつ、第4期計画と同様に、基本理念である高齢者の尊厳が保たれ住み慣れた地域で安心して住み続けられる街を目指しており、保険料の改定については、高齢者の負担をできる限り抑えるため、介護保険法の改正により、平成24年度に限り取り崩すことができる介護保険財政安定化基金取り崩しに伴う特別交付金を投入し、保険料の大幅な上昇を抑制した保険料設定としております。以上のことから、介護保険財政の健全性・持続性を確保すべく努力されていることから、平成23年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第13号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額6億9千227万1千232円、歳出決算額6億9千136万8千487円で、歳入歳出差引額90万2千745円全額を平成24年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から、「放射能の関係で食材等の検査はしましたか。」という質疑に対して、「平成23年度については、流通している食材は安全なものということで、特に検査等はしていません。その旨は保護者の方に通知を出しまして、理解を得られておりました。今年度、市民の方の持ち込みによる食材検査ができるように消費者庁の方から検査機が導入されましたので、それを利用して、先月から食材の事前検査を5回行いましたが、セシウムの検出はありませんでした。」という答弁がありました。

次に、「給食費の未納対策は、どのように行われたのか。」という質疑に対して、「平成23年度実施した内容は、とにかく新たに未納者を生まないということで、現年度分を重点的に徴収し、繰越分にならないように力を入れました。戸別訪問と電話催促を行い、経済的に問題がないにも関わらず納めない方につきましては、法的措置をとるということで実施しています。」という答弁がありました。

次に、「調理業務の委託については、児童・生徒が何百人単位で減少しているもとの、本当に委託してメリットがあるかどうか。直営でやるべきであり、このことについて検討していく必要があるのではないか。」という質疑に対して、「単に生徒数が減るから業務が減るというものではなく、実際にはクラス数が減らないと業務というのは、なかなか減らない状

+

況です。全体の児童・生徒数は減少していても、クラス数は減らず、業務が減らない点は検討していかねばならないと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「本市は4年前からコスト削減を掲げ、民間委託が導入され、平成25年度までに予算措置がされています。教育の一環である学校給食の場にコスト削減を持ち込むべきではありません。また、民間委託は、給食調理業務の実情にそぐわず、よりよい給食を子どもたちに提供したいと取り組めば取り組むほど、矛盾に突き当たるわけであります。教育の場にはコスト削減はなじみませんし、効果もありません。給食調理業務の委託はやめるべきです。コスト削減を求めるなら、給食事業のあり方を研究、分析すべきであります。児童・生徒が減少する中で、果たして2つの調理場が必要かどうか。また、第一調理場は1万食を調理する能力を持っています。これだけで対応できる児童・生徒になってきつつありますので、そういったことも検討されるべきであります。コスト削減を追求するのなら、こうしたところからすべきであり、安心・安全な食育を進めることができる直営での給食に切り替えることを求めて反対といたします。」

次に、賛成討論が次のようでありました。

「八街市学校給食センターでは、子どもたちの健康増進のために、栄養食の面からバランスのとれた食への配慮に努力され、子どもたちも給食の時間が待ち遠しいようでございます。また、食の推進、好き嫌いなく何でも食べる偏食防止のために、栄養士が市内各学校を訪問し、指導いただいていることは、よりよい給食のためにもありがたいことです。また、地産地消、地域の農産物等を取り入れた給食献立への努力もされており、地域と一体となった給食への取り組みが伺われます。各学期の始業後と終業前の直前直後までの給食計画を立てており、学校経営上に少しでも支障のないように、年間186日の実数で行われており、大変学校としてはありがたいこととございます。また、現在は業者委託の形で行われておりますが、センター所長、栄養士等の関わりの中で、現状においては学校給食への運営に支障なく行われており、今後もより安全で安心な給食についての努力を期待するものであります。これらの点からも、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第14号、平成23年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額9億3千222万1千178円、歳出決算額9億2千361万575円で、歳入歳出差引額861万603円を平成24年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から、「借換債ということですがけれども、金利は幾らから幾らのものに借り換えたのでしょうか。」という質疑に対して、「金利につきましては、5.55パーセントから6.2パーセントのものを0.28パーセント、0.51パーセント、0.61パーセントと、それぞれ借り換えしています。」という答弁がありました。

次に、「汚水整備事業の事業内容、進捗率、また、今後の計画を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の汚水整備につきましては、整備面積が3.41ヘクタールで、整備

延長は1千19.8メートル、その結果、平成23年度末における整備状況につきましては、整備面積は435ヘクタールとなり、都市計画決定区域594ヘクタールに対する整備率は73.2パーセントです。また、処理区域内人口は1万9千571人、水洗化人口は1万9千165人となり、水洗化率は97.9パーセントです。なお、行政区域内人口に対する処理区域内人口をあらわす普及率につきましては、25.9パーセントとなっております。今後の整備計画につきましては、費用対効果を考慮しながら、人口密度の高い地域を優先的に、まずは都市計画決定区域内を計画的に整備したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「受益者負担金もだんだん滞納が増えてきていると思うが、特に高齢者、母子父子家庭、障がい者などの方についての減免措置の計らいはないのか伺う。」という質疑に対して、「受益者負担金の減免につきましては、ある一定の要件がないと減免できないという規則になっておりまして、その対象となりますのは、道路、広場、水路、河川、公園、墓地等、また生活保護に基づく生活扶助を受けている者が所有している土地、受益者が負担金の減免を受けようとしている土地に居住していて、世帯全員の市民税が非課税である場合、自治会等が所有する集会場と宅地として利用することが困難な崖地等は、減免率100パーセントになっています。また、鉄道用事業地につきましては、そのケースによりまして、減免率が30パーセントから100パーセントとなっております。また、社会福祉施設、学校用地、警察用地等は75パーセント減免、宗教施設用地につきましては、50パーセントの減免、国または地方公共団体が経営する企業の用に供している土地につきましては、25パーセントの減免規定があります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようでありました。

「日本共産党は、この間、大池第三雨水幹線建設事業に対して、将来的には必要な事業であるにしても、昨今の局地的な雨量で、1時間当たり80ミリという降雨量を記録しているのにも関わらず、計画はわずか50ミリ対応であり、明らかに容量不足であること。このことは将来的な街づくりに禍根を残すと指摘してきました。また、財政が逼迫しているもとの、最優先に取り組むべき問題は、市民生活を支える施策を進めるべきだと事業の見直し、凍結を求めてきたところでございます。ところが、平成23年度決算では、大池第三雨水幹線建設を進める測量調査、設計が4千362万6千200円で委託されました。建設総事業費は26億4千690万円というもので、このような事業を進めていけば、駅北側区画整理事業と同様、市民の切実な要望・要求がさらに後回しにされるのは確実と言わざるを得ません。住民の暮らしを無視する本事業に対しての白紙撤回を求めて反対討論します。」

次に、賛成討論が次のようでありました。

「この決算は、歳入については、厳しい経済情勢の中、自主財源の確保に努め、一般会計からの繰り入れが必要最小限に抑えられているとともに、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に適正かつ厳格に執行されております。また、利率の高い地方債の借り換えによる利子支出の削減など、歳出の削減に取り組む一方で、大池第三雨水幹線

の実施設業務に対する支出など、市街地における冠水の早期解消などの市民生活の改善を図るために限られた財源を有効に活用しております。以上のことから、平成23年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算に賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第15号、平成23年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてです。

本決算は、収益的収支では、水道事業収益10億5千25万7千83円に対し、水道事業費用10億1千704万2千9円円で、収支差引額は3千321万5千74円となり、この額が、未処分利益剰余金となりました。これを減債積立金に積み立てるものです。資本的収支では、収入総額7億8千227万4千308円に対し、支出総額9億8千454万9千336円で、収入額が支出額に対して不足する額2億227万5千28円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

審査の過程において委員から、「水道料金について、高齢者、障がい者、母子父子家庭の方々などへの減免制度も考えていかなければならないと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「高齢者などの世帯への減免制度については、滞納者宅を訪問しまして、対話の中で可能な限り状況を伺い、納めていただいているところで、その中で昨年12月から分納という方法も行っており、きめ細やかな対応を行っているところです。また、現在も実施しているところですが、今後、石綿セメント管の更新工事や老朽化した水道施設を順次計画的に行っていかなければいけないということで、これには莫大な費用もかかるということから、現時点では減免制度の導入については、従来どおりの対応をしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「採算性の問題もありますが、拡張事業も計画的に進める必要があります。今後の計画はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「老朽化した管、あるいは施設、そういうものの更新を実施していくのに多大な経費がかかります。現在、八街市の給水区域というのは全域となっていますが、漏水の多発箇所を優先的に計画的に毎年実施していく中、費用対効果が見込めず、拡張事業を実施していくことが難しい状況です。今後につきましては、老朽化施設に重点を置きたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「平成23年度は有収率が前年度比4.5ポイント増の82.5パーセントになりましたが、石綿管の更新工事はどのぐらい実施したのか。」という質疑に対して「832メートル行いました。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。何とぞ、当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

以上で、決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから、委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (中田眞司君)**

質疑なしと認めます。

これで、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため、休憩します。

午後は1時10分に再開します。

なお、休憩時間中に閉会中の継続審査事件、議案第9号から議案第15号の討論通告をできるようにお願いします。

休憩します。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後 1時13分)

**○議長 (中田眞司君)**

再開します。

これから、討論を行います。

議案第9号に対し、丸山わき子議員、右山正美議員、林修三議員から。議案第10号に対し、右山正美議員、京増藤江議員、川上雄次議員から。議案第11号に対し、右山正美議員、京増藤江議員、木村利晴議員から。議案第12号に対し、丸山わき子議員、右山正美議員、小菅耕二議員から。議案第13号に対し、右山正美議員、京増藤江議員、林修三議員から。議案第14号に対し、丸山わき子議員、右山正美議員、加藤弘議員から討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、右山正美議員の議案第9号、10号、11号、12号、13号、14号に対する反対討論を許します。

**○右山正美君**

右山正美であります。私は、議案第9号、平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、次の理由で反対討論をするものであります。

民主党政権は、国民との公約を投げ捨てただけでなく、国民の暮らし応援には背を向け、医療・介護・年金など、社会保障を切り捨て、負担増を押し付ける計画を次々に打ち出ししているわけであります。

一方で、法人税の5パーセント減税、証券優遇税制の2年延長など、大企業、大資産家を優遇する不公平税制を温存拡大しようとしております。民主党、自民党、公明党、三党密室談合による消費税増税は、制度上不公平税制であり、割合は低所得者ほど高く、高所得者ほど低くなる仕組みになっています。

また、大手輸出企業へは、輸出戻し税というものがあり、消費税を1円も払わないどころか、2008年度はトヨタ、日産、大手商社など、大手の輸出企業10社で1兆1千450億円もの消費税の還付を受け取っています。当然、消費税が10パーセントになれば、還付

金も2倍になります。

民主党政権は、さらに食と農業、地域経済、国土と環境を壊すTPPに積極的に参加しようとしています。これこそ、国民の暮らしを破壊し、経済も医療も財政も悪化させる危険な道にほかなりません。こうした国の政治を背景に、危機改善の兆しはなく、悪化の一途をたどっています。市民の暮らしが厳しさを増すもとの、自治体は本来の役割である市民生活を守ることが強く求められた予算でありました。

こうしたもとの、子どもの医療費の無料化、中学3年生まで拡大、子宮頸がんワクチンの全額助成は、子育て世代から歓迎され、評価するものであります。

決算の中での賛成討論では、全体的に大変厳しい財政状況の中、市長自ら市長給与の削減や交際費の節約を務めたり、市執行部一丸となって全般にわたり、適正な事業への見直しを行い、バランスのとれた中での決算となっているとし、事業別に具体的に羅列し、評価していますが、市民生活をどう直視しているのでしょうか。市民生活悪化のもと、逼迫した市財政の状況下でありながら、市長給与は10パーセント削減であり、交際費は前年対比増の186万8千円で、市長としての政治姿勢が問われるものであります。

また、市の総合計画第2次基本計画の中心事業である大池第三雨水幹線事業の設計が、4千140万円で委託されました。この間、日本共産党は1時間当たり50ミリの降雨量にしか対応できない施設は、今後の街づくりに大きな欠陥であると指摘してきたわけでありました。当面は冠水地域への調整池や家庭での汚水貯水タンクの設置で対応できる問題であります。

駅北側区画整理事業は、地域が活性化すると事業を進めてきましたが、一向に活性化する気配はなく、逆に税収が落ち込み、市財政に悪影響を与え、切実な市民要望が後回しにされている実態はゆがめない事実であります。市民の大切な税金を投入してまでも最優先に実施すべき事業ではなかったことは、市民アンケートでも、もちろん明らかになっておりますし、大雨に対応しきれない雨水幹線事業は、駅北側区画整理事業の二の舞になることは明白であります。26億4千600万円も投入する、この事業を凍結し、市民が切実に求めている国保税の引き下げや介護保険の充実、安全な道路整備など、市民の暮らしを守る施策を優先させるべきであります。

市民の担税力は限界に来ており、徴収強化では解決になりません。この説明や減免制度の充実を活用して、セーフネット的役割を果たす窓口を作って相談を受けるべきではないでしょうか。本来ならば、国が守らなければならない社会保障制度を自ら突き崩し、自治体と市民に押し付けたことも問題であります。国の言いなりでは、市民の暮らしと命は守れません。一般会計からの繰り出しで、国保や介護保険を守り、市民が安心してかかれる体制を作るべきであります。

市税の減収の原因となっている市民の収入減、地域経済疲弊に対する対策が、今求められております。市内の中小業者は、雇用所得を生み出す内需拡大の核であり、地域振興の役割を果たしてきました。その業者の方々が仕事がない。売上が半減したなど、悲痛な声を上げながらも、必死に頑張っているわけでありました。しかし、八街市の経済の中心となる商工農

業の構成費は、わずか2.3パーセント、これでは地域活性化にほど遠いものであります。大幅に落ち込んでいる予算を増額すべきであります。

そして、基幹産業である農業活性化の取り組みこそ、重要な問題であります。北総用水事業を幾ら進めても、農業の活性化にはつながっていきません。エンジンのブランド化とともに、キャロットジュースの普及、農業資材飼料への補助や後継者対策の充実、廃プラスチック処理の拡大助成など、直接支援で持続できる農業施策を重視し、地域経済活性化に努めるべきであります。

民生費では、保育所の待機児童解消に抜本的な解決にはなっておりません。保育ママ制度の導入や公共施設を活用した保育園の分園制度の導入で、待機児童ゼロを目指す取り組みを強く求めます。

生活保護費は、市民生活を守る最後のセーフネットであり、受給にあたり、人権が損なわれないようにすべきであります。

教育費は就学援助制度の拡充・改善は必要です。本市の就学援助制度は国の制度に準じているとしておりますが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費など、区分や支給項目を増やしております。市も新たな支給項目を増やすとともに、市民生活の実態を見て予算確保をすべきであります。

学校図書を整備についても、基準に達するものとなっております。子どもたちの読書活動の推進を図る上でも、整備が必要です。

外国語英語指導助手の委託問題では、直接雇用で子どもの様子・状況によった指導、生きた授業、わかる授業をすべきであります。

小学校の耐震化は切実な問題であり、大地震の場合、学校は避難場所という役割も担っているものであり、早急な対策が求められます。

最後に契約の問題であります。中央公民館・図書館の清掃業務委託は、合同入札をしており、前年度より高く入札、落札しており、何のための合同入札だったのか、無駄を省くどころか税金の持ち出しであります。

また、庁舎の清掃業務についても、平成11年から中央公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザは同じ業者が8年目を迎え、状態化した状況に疑問が持たれないこと自体が問題であり、入札の公平性・透明性を強く求めるものであります。

格差社会が進む中で、市民生活実態を直視し、市民が安心して暮らせる自治体本来の役割を求めて、平成23年度決算に反対するものであります。

次に、議案第10号、八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

反対の理由は次のとおりでございます。

市民は貧困と格差が広がる中で、医療費を削って生活しながら、それでも滞納に追い込まれているのが実態であります。まさに、お金の切れ目が医療を受ける機会をも抑制し、国民皆保険制度が形骸化しつつあります。このような事態を招いたのも、国庫負担割合を45パーセントから38.5パーセントに削減したことにあります。こうしたもとの、全国的にも

負担率が増大し続け、滞納世帯が増大しています。さらに政府は国保の広域化を進めようとしていますが、その狙いは、国の責任を後退させ、給付費を抑制することにほかなりません。

決算の中での賛成討論では、収納率が前年度と比較すると6.31ポイント上回り、現年課税分は84.02パーセントに大幅に向上した。特定健康診断が推進されたこと、今後も八街市の健康安全都市宣言にふさわしい市民の命、健康を守る事業の推進を期待するとしていますが、これでは市民はたまったものではありません。

本市の国保税は、決して負担が軽いものではなく、年間所得の約1割以上が税額として賦課され、重い負担をしなければなりません。その結果、払いたくても払えない実態があり、こうしたもとの、徴収強化だけでは問題は解決しないわけであります。

国保財政の赤字の1つが医療費であります。これまで総合的に予防医療に取り組むべきと求めてきましたが、従来どおりで改善がありません、見られません。

地方自治体の役割は、住民の命と健康を守るという福祉の増進にあるわけであります。国保税引き下げのため、国庫負担を元に戻すことを国に強く要望すること、一般会計からの繰り入れをして、払える国保税にすることを求めて反対討論といたします。

次に、議案第11号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

後期高齢者医療制度は、制度開始以来、世論の強い反対にさらされているわけでありますが、民主党は即時廃止を公約していましたが、政権交代後はその公約を投げ捨てました。制度に由来あった軽減措置、75歳以上の低所得者に対する保険料軽減措置の縮小で、さらに滞納が増えるのは明らかであります。

年齢で医療差別をしているのは日本だけでありまして、2年ごとに保険料を見直しをして、高齢者が滞納をすれば短期保険証を発行するという大変冷たい制度であります。

決算での賛成討論では、1点目に滞納していても全員に保険証が交付されていて、何も問題ないようなことを賛成討論に挙げていますが、この制度が始まる前の老人保健制度では、75歳以上の高齢者には、当然のごとく正規の保険証が交付されていました。年金が少なく、保険料を払いたくても払えない高齢者に対して、短期保険証を交付するなど、とんでもないことであります。

賛成討論の2点目に、収納率は96.50パーセントであり、市税と比較すると収納率は高い。超高齢化社会の中で、国民健康保険をはじめとした健康保険制度を守るためには、加入者に一定の負担をお願いしなければ、制度が成り立たなくなるとも述べています。しかし高齢者は若い世代以上に病気にかかりやすく、他の生活費まで削ってまで保険料を払っています。後期高齢者医療制度は、社会保障制度の一環であり、費用は能力に応じて負担し、必要な医療を受けるようにするのは、ごく当然のあたり前のことであります。

日本共産党はこのように高齢者を差別する後期高齢者医療制度に直ちに廃止すべきという立場から、本特別会計に反対するわけであります。

次に、議案第12号、介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

介護保険が導入されて10年。3年ごとの保険料値上げで、八街市は保険料は6倍にもは



ね上がり、その一方で保険料の滞納者は3.7倍、滞納金額は4.4倍にもなっております。

決算の中での賛成討論では、特別老人ホームの待機者をなくすために、1施設がオープンし、サービスの展開を図っている。保険料の改定については、介護保険財政安定化基金を取り崩し、保険料の大幅な上昇を抑制したとありました。保険料のうちの普通徴収分の3分の1が滞納となっており、低所得者の滞納が多く、高齢者の生活実態に合わない保険料は利用も制限をせざるを得ない状況であります。

また、特別養護老人ホームの待機者は4.2倍の163人にもなり、介護度4、5の大変重い方が半数を占めており、1施設のオープンでは間に合わず、利用者したい人が利用できない、まさに保険があっても介護なしの事態であります。

こうした実態を放置すべきではありません。八街市も高齢者の立場に立って、保険料、利用料の軽減に努めるべきであります。

介護保険の後退を許さない意見をしっかりと国に上げるとともに、厚生労働省の三原則の撤廃・国庫負担増を求めるよう要求し、反対討論といたします。

次に、議案第13号、学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

本市は4年前からコスト削減を掲げ、民間委託が導入され、平成25年度まで予算措置がされております。教育の一環である学校給食の場にコスト削減を持ち込むべきではありません。

また、民間委託は、給食調理業務の実情にそぐわず、よりよい給食を子どもたちに提供したいと取り組めば取り組むほど、矛盾に突き当たっております。

決算の中での賛成討論では、食の推進、好き嫌いなく何でも食べる偏食予防のために、栄養士が市内各学校を訪問していることは、よりよい給食のためで、ありがたいと述べていますが、民間委託によるコスト削減を推進すれば、よりよい給食を提供するために努力している栄養士の努力も実を結ばないわけであります。

教育の場にはコスト削減はなじみませんし、効果もありません。給食調理業務の委託はやめるべきであります。児童・生徒が減少する中で、果たして2つの調理場が必要かどうか。第一調理場は1万食を調理する能力を持っております。これだけで対応できる児童・生徒になってきているわけありますので、コスト削減をするのならば、こうしたところからすべきであり、安全・安心な食育を進めることができる直営での給食に切り替えることを求めて反対討論といたします。

最後に、議案第14号、下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

決算での賛成討論では、自主財源に努め、一般会計からの繰り入れを最小限に抑え、歳出は厳しい財政状況を考慮し、厳格に執行されている。地方債の借り換えも進んでいる。大池第三雨水幹線的设计業務は冠水の早期解消など、市民生活の改善を図るために限られた財源を有効的に活用しているとしていますが、日本共産党は、この間、大池第三雨水幹線建設事業に対して、将来的には必要な事業であるにしても、昨今の局所的な雨量で、1時間あたり80ミリという降雨量を記録しているのにも関わらず、計画はわずか50ミリ対応であり、明らかに容量不足であること。このことは将来的に街づくりに禍根を残すと指摘してきたわ

+

けであります。

また、財政が逼迫しているもとの、最優先に取り組む課題は、市民生活を支える施策を進めるべきだと事業の見直し、凍結を求めてきたところでもあります。ところが、平成23年度決算では、大池第三雨水幹線建設を進める測量調査、設計が4千361万6千200円で委託されました。建設総事業費は26億4千600万円というもので、このような事業を進めていけば、駅北側区画整理事業と同様、市民の切実な要望・要求がさらに後回しにされているのは確実と言わざるを得ません。住民の暮らしを無視する本事業に対しての白紙撤回を求めて反対討論といたします。以上です。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、林修三議員の議案第9号に対する賛成討論を許します。

#### ○林 修三君

林修三でございます。私は、議案第9号、平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

大変厳しい経済社会、財政状況下におきながら、まず歳入においては、192億9千291万円で、昨年比マイナス0.26パーセントにおさめ、通年型としております。その中で自主財源率が平成22年度の44.8パーセントから45.8パーセントとなり、これは市税徴収対策本部や市全体に関わる面で見直し等、努力の跡が伺われ、高く評価するものでございます。

一方、歳出面では、民生、福祉、衛生、農政、商工、土木、消防、教育と幅広く有効にその財源を活用しております。具体的には市民の安心・安全のための防犯灯の設置やカーブミラーの設置、さらには道路排水工事や道路の改修等整備に取り組んでいただいております。また、活力ある街づくりのために、八街市基幹産業である農業振興や商工業自立のために、その取り組み例として、地産地消を主とした産業まつりの実施やアンテナショップをはじめとする就労支援、消費生活向上のための消費生活活動等々に努力されておりました。

また、市民の健康を守るために、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種や小学校4年生から中学校3年生までの児童医療費助成等々を実施していただき、市民の健康増進に深くつながっておりました。

また、明日を担う子どもたちのための教育面では、長年の課題でありました朝陽小学校改築工事のための屋内運動場の耐力度調査、児童・生徒が夢を育み、地域全体でそれを育てようとする育て八街っ子事業の推進、社会教育や文化、体育、図書等の振興のための諸事業に積極的に取り組んでいただいております。

全体的に大変厳しい財政状況の中で、市長自ら市長給与の削減10パーセントに努めており、市執行部一丸となって全般にわたる適正な事業への見直しを行い、バランスのとれた中での決算となっております。

今後も北村市長の強きリーダーシップのもと、今、優先してやるべきことへの適正なあり方にも、さらなる努力をし、見直すべきことは見直し、より有効な財政運用をされていくこ

とに期待し、平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算に賛成するものでございます。

**○議長（中田眞司君）**

次に、川上雄次議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

**○川上雄次君**

それでは、私は、議案第10号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命が延び、乳幼児死亡率は減少するなど、高い保険医療水準を達成しています。

また、医療は市民が安心して日々の生活を営む礎であり、国民皆保険という、すばらしい仕組みを国民健康保険の健全な運営を行うことにより守っていかねばなりません。

一方、急速な少子高齢化の進展、経済の低迷、医療の高度化、雇用基盤の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療保険財政は近年厳しい状況が続いております。

さて、八街市の国民健康保険特別会計ですが、保険税の現年度分調定額は、前年度比較しますと、約2千万円、0.8パーセントの増加となり、収入額は約1億7千900万円、8.97パーセントの増となりました。徴収率についても、全国的に徴収率の伸びが見られない中、84パーセントを確保し、前年度と比較しますと、6.3パーセントと大幅に伸びています。これは、長年にわたる市税徴収対策本部のさまざまな施策の成果であると考えられます。

また、保険給付費については、広い世代での退職者の増加、被保険者の高齢化など、前年より約4億3千万円、8パーセントの高い伸びとなっております。医療費の増加に伴い、歳出額合計で、5億2千万円、率にして6.31パーセントと伸びたものの、医療給付費の交付金や前期高齢者交付金等が増加することにより、支出増加を補うことができしております。

平成21年度に繰上充当となった状況を考えますと、保険税の改正を行わず運営できたことは、最善の対応をした結果からと思われ、評価に値するものと考えております。

国保担当者におかれましては、市民の健康と命を守る責務を十分に認識し、引き続き市税等徴収対策を中心に、徴収率の向上に向けた努力、また、新たな医療制度への的確な対応を図るとともに、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただくことを期待し、平成23年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成するものであります。議員各位の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

**○議長（中田眞司君）**

次に、木村利晴議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

**○木村利晴君**

木村利晴でございます。私は、議案第11号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度発足後、たび重なる保険料軽減策が講じられております。現在も被保険者の負担軽減は継続されています。

また、加入者が諸般の事情により、仮に納期どおり保険料を支払えず、保険料が滞ったとしても、全員に保険証が行き渡るよう配慮もされております。

保険料収納率は96.50パーセントであり、市税と比較すると高い水準にあります。もちろん保険料は安いに越したことはありませんが、現在の超高齢化社会の中で、国民健康保険をはじめとした健康保険制度を守っていくためには、加入者の皆様に一定の負担をお願いしなければ制度が成り立たないことも事実であります。

このような中で、後期高齢者医療制度では、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたものと思っております。

最後に、市長におかれましては、この街に住む方々が安心して暮らしていけるよう、後期高齢者医療制度の充実のため、より一層の努力を講じるようご要望いたしまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、小菅耕二議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

#### ○小菅耕二君

小菅耕二でございます。私は、議案第12号、平成23年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成23年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は、1万5千221人、要介護・要支援認定者は2千25人であり、制度開始の平成12年度と比較いたしますと、高齢者人口は1.7倍に、要介護・要支援認定者は2.4倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度として、より一層の定着を見せております。

平成23年度においては、身近な生活圏域ごとのサービス拠点として、地域密着型サービス事業の整備を促進し、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所2施設を新たに指定しており、また、増加する特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、本年7月に1施設がオープンに至り、サービスの展開を図っていると聞いております。

さらに、平成24年度から平成26年度における第5期介護保険事業計画策定においては、「介護・医療・予防・生活支援・住まい」などのサービスを一体的かつ継続的に提供する、「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、第4期計画と同様に、基本理念である「高齢者の尊厳が保たれ住み慣れた地域で安心して住み続けられる街」を目指しており、保険料の改定については、高齢者の負担をできる限り抑えるため、介護保険法の改正により、平成24年度に限り取り崩すことができる、介護保険財政安定化基金取り崩しに伴う特別交付金を投入し、保険料の大幅な上昇を抑制した保険料設定としております。

以上のことから、介護保険財政の健全性・持続性を確保すべく努力されていることから、平成23年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、林修三議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

## ○林 修三君

それでは、私は、議案第13号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成の立場から討論いたします。

八街市学校給食センターでは、子どもたちの健康増進のために、栄養食の面からバランスのとれた食への配慮に努力され、子どもたちも給食の時間が待ち遠しいようでございます。

また、食の推進、好き嫌いなく何でも食べる偏食防止のために、栄養士が市内各学校を訪問し、指導いただいていることは、よりよい給食のためにもありがたいことです。

私は時々子どもたちに「給食はおいしいですか」と聞くことがあります。その私が聞いた範囲の中では、ほとんどが「おいしいです」と答えます。中には、「給食が楽しみだから学校も楽しいです」というかわいい子もおります。これは、ひとえに給食へのセンターの積極的な取り組みのあらわれだと思われまます。

また、地産地消、地域の農産物等を取り入れた給食献立への努力もされており、地域と一体となった給食への取り組みが伺われます。

さらに、各学期の始業後と終業前の直前直後までの給食計画を立てており、学校経営上に少しでも支障のないように、年間186日の実数で行われておることは、保護者並びに学校としても、大変ありがたいことではないかと推察されます。

また、現在は業者委託の形で行われておりますが、センター所長、栄養士等の関わりの中で、現状においては学校給食への運営に支障なく行われており、今後もより安全で安心な給食についての努力を期待するものであります。

これらの点からも、私は、議案第13号平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成するものでございます。

## ○議長（中田眞司君）

次に、加藤弘議員の議案第14号に対する賛成討論を許します。

## ○加藤 弘君

議案第14号、平成23年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

この決算は、歳入については、厳しい経済情勢の中、自主財源の確保に努め、一般会計からの繰り入れが必要最小限に抑えられているとともに、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に適正かつ厳格に執行されております。

また、利率の高い地方債の借り換えによる利子支出の削減など、歳出の削減に取り組む一方で、大池第三雨水幹線の実施設計業務に対する支出など、市街地における冠水の早期解消などの市民生活の改善を図るために限られた財源を有効に活用しております。

以上のことから、私は、平成23年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算に賛成するものであります。

## ○議長（中田眞司君）

次に、丸山わき子議員の議案第9号、12号、14号に対する反対討論を許します。

## ○丸山わき子君

それでは、私は、議案第9号、12号、14号に対し反対するものであります。

まず、議案第9号の平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対でございます。

平成23年度の施策は、近隣に先駆け、子どもの医療費無料化を中学3年生まで拡大、子宮頸がんなどワクチンの全額助成、教育費では、用務員の業務委託から直接雇用に切り替えたことなど、子育て、教育充実への取り組みを評価するものであります。

その一方で、市民を苦しめる施策の強行には納得がいきません。平成23年度は、北村市長のもと、新たな市の行財政改革プランを作成し、その実行の初年度となりました。このプランの中で、市税等の徴収について「百年に一度と言われる世界的な金融危機による不況の影響が続く中、本市における法人市民税の調定額は伸びず、また個人住民税も給与等の収入が減少していることから、いずれも収納が伸び悩んでいる」と市民の厳しい生活実態を把握しながら、さまざまな手法を用いて徴収の強化を図ると方針を明らかにしました。

平成23年度の一般会計の歳入のうち、37パーセントを占める市税は、前年度比0.6パーセントの微増です。景気低迷が市民生活を悪化させていることがわかります。納税者の73パーセントが課税所得200万円以下という状況です。市が市民の暮らしの厳しさに心を寄せ、住民の一番身近な自治体として、住民の暮らしを支えなければならないこのときに、市民の生活実態を無視した一層の徴収強化を進めたことは断じて許せません。

平成23年度は9部門での徴収対策を実施し、新たに財産調査専門員による財産調査を導入して、差し押さえ件数を増やしています。収入が不安定な家庭に対し、保険の解約を迫るなど、暮らしていく最後の砦にまで立ち入り、市民から「死ねと言うのか」と言わせる取り立てのケースもありました。

また、滞納者には市営住宅の入居資格を取り上げ、国保の限度額認定書を発行しないなど、行政サービスの制限があり、税金滞納と行政サービスを結び付けることで、最も援助が必要な滞納者をサービスから切り捨て、一層生活の悪化に追い込んでいます。徴収率を上げるため、差し押さえの強化、行政サービスの停止措置など、公権力を持って市民を押し付ける大変冷たいやり方は到底認められません。

地方自治体は、国の悪政の下請機関であってはなりません。自治体のあり方が問われています。国言いなりに差し押さえなどの「収納対策の強化」に乗り出すのではなく、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応して、相談・収納活動に転換すべきです。

また、生活困窮者に対する国民健康保険証の取り上げをやめ、住民の医療保障を最優先にすること。延滞金の金利が14.6パーセントと非常に高く、本税よりも延滞金の金額が上回る納税者もあり、滞納が減らない状況があります。早急に減免制度を導入すべきです。

行財政改革プランは、市民への負担強化、サービスの削減、人件費削減で財源を生み出す手段にすべきではありません。社会状況や市民の暮らしの変化に対応し、市民福祉の向上や街づくりの発想の転換に結び付けていくことを求めます。

次に、剰余金の問題です。6億7千万円の剰余金が減額補正をすることもなく、翌年度繰り越し分1億7千万円を除く5億円が全て財政調整基金に積み立てられたことです。本来なら住民の暮らしの底上げに使われるべき性格のものであります。日本共産党が求めてきた国保税の引き下げ、介護保険料、利用料の軽減など、住民の暮らし向上への取り組みは十分できたはずであります。市長は、市の財政状況は厳しいといいながら、大雨に対応できない雨水第三幹線事業を最優先で取り組んでいます。無駄な事業は凍結し、市民の暮らしや教育の充実にこそ、大切な税金を使うべきです。

来年度の予算編成においては、日本共産党が決算審査で指摘した事項の改善を図り、年々厳しくなる市民の暮らしに軸足を置いたものとなるよう求め、反対討論といたします。

次に、議案第12号、介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論であります。

平成23年度は、第4期介護保険制度の最終年の年にあたり、誰もが安心して利用できる制度であったか、改めて問われるものであります。この10年間の八街市の介護保険制度は介護保険料が6倍にもなり、普通収納の3分の1は滞納者となっています。第2・第3段階の低所得者の滞納が多く、高齢者の生活実態に合わない保険料は軽減をすべきであります。保険料が払えなければ、介護認定を受けていてもサービスを制限しなければなりません。介護認定者の約2割はサービスを利用していません。利用状況は県下ワースト7です。お金があるなしで介護制度の利用が左右される事態を放置すべきではありません。誰もが利用できる介護制度にするために、保険料・利用料の軽減対策を講ずるべきです。

八街市は、保険料減免に対し、厚生労働省の3原則に従って減免はできないとしていますが、こうした指導をはね返し、減免を行っている自治体は520にもなっています。八街市は乳幼児医療費の単独事業を実施したことにより、国は国保療養給付負担金に対し、ペナルティーを課してきています。国のこうした横やりにも屈することなく、市独自の取り組みをやってきた実績があります。介護保険に対する国の3原則はペナルティーは一切ありません。「高齢者を大切にする」という市長の公約がありました。やる気になれば、すぐ実施できることではないでしょうか。誰もが安心して利用できる介護保険制度にすることを求め、反対するものであります。

次に、議案第14号、下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論であります。

平成23年度は、駅前区画整理事業内の雨水を文違、大池調整池までつなぐ事業設計に関わる予算が一般会計から繰り入れて執行されました。計画の雨水配水管は1時間50ミリの降雨量にしか対応できません。先ほど、この下水道事業に関する賛成討論がございましたが、しかし、こうした降雨量に対する対策等の意見は一切触れられておりませんでした。容量不足とわかっていながら事業を進めることは、全くの税金の無駄遣いであり、到底認めるわけにはいきません。

駅前区画整理は、「地域が活性化すると大切な税金を投入してきましたが、一向に活性化する気配はありません。税金の無駄遣いという同じ轍を踏むべきではありません。当面は、冠水地域への調整池や各家庭に雨水貯留タンクの設置をお願いするなどで対応すべきです。

+

あわせて、八街市はどのような街づくりが必要なのか、市民との協働で進めていくことが求められています。

市財政が厳しい中で、最優先に進めるこの事業は、見直し・凍結することを求め反対するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の議案10号、11号、13号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は、議案第10号、平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

八街市においては、全世帯のうち47.67パーセントの世帯が国保に加入しています。払える国保にすることは、緊急の課題であり、市民の命、健康を守るために、早急に払える国保にすることが必要です。ところが、市民から「国保税が高過ぎて払いきれない」と悲鳴が上がっている中で、市が実施しているのは、滞納整理等による徴収強化です。

賛成討論において、全国的に徴収率が伸びない中で、職員の努力により八街市では、収納率が増えたとありました。しかし、市民の収入が増えたから収納率が上がったのではありません。徴収強化の中、どうにもならなくて、借金をして国保税を納めている市民もいます。このような中で、現年度課税分の収納率が上がったわけです。それでも、過去の分も合わせると46.15パーセントと50パーセント以下であり、市民の担税力が限界に来ていることがわかります。

国庫負担を元に戻すことを国にさらに要求し、一般会計からの繰り入れをして、応能負担によって徴収強化をしなくても、払える国保にしなければなりません。そのことによって、健康安全都市宣言をした八街市にふさわしい街づくりができます。

また、そうしてこそ、介護保険制度を維持することができると強調し、反対討論といたします。

議案第11号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、何回も私たちは強調してまいりました。制度開始前から世論の強い反対にされされており、早急になくすべきだというふうに強調してきたわけでございます。年齢で医療差別をする、この冷たい制度、この制度は国民の理解を得ることはできません。

賛成討論において、保険料軽減策がされており、滞納しても全員に保険証が交付されているとありました。交付されているのは、短期保険証です。収入が少ない高齢者に、保険料を滞納させる。この制度の中身そのものが、欠陥があると言わざるを得ません。

日本共産党の志位和夫委員長は、志位和夫委員長と日本医師会の横倉会長が8月に懇談した際、横倉会長は、社会保障の考え方は日本共産党と一緒にです。75歳以上は必要な医療や介護は国が面倒を見るような、夢のある国にしたいと述べています。夢のある国への第一歩として、短期保険証ではなく、正規の保険証の交付を求めます。高齢者が差別されることな



く必要な医療を受けられる制度にするために、後期高齢者医療制度を廃止することを強く求めて反対討論といたします。

次に、議案第13号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

親の仕事等により、親子で楽しく食事をすることができず、子どもだけで食事をしている家庭もあります。朝食を食わずに登校し、給食が大切な栄養源となっている子どもたちもいます。子どもの貧困が広がる中で、給食費を払えない家庭も多く、食育教育としての学校給食事業は、その重要性を増しています。

給食費を払えない家庭には、就学援助を十分活用して、どの子どもも安心して給食を食べられる事業にすべきです。そのためにも、給食調理業務は、市が責任を持つ直営にすることが求められています。

賛成討論において、今後も安心・安全な給食事業を期待するとありましたけれども、市直営の事業に切り替えることによってこそ、本当に安心・安全な給食を提供できるんだということを強調して反対討論といたします。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第9号、平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第9号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第10号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第11号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、平成23年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第12号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第13号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成23年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第14号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号、平成23年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第15号は、原案のとおり認定されました。

決算審査特別委員会に付託された案件については、ただいま本会議において全て認定されました。

これで、決算審査特別委員会を解散します。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時13分)

(再開 午後 2時27分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第19号及び請願第24-2号、請願第24-3号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

最初に、議案第1号から議案第19号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成24年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、1点ご報告させていただきます。

少子高齢化が懸念される中、本市におきましても65歳以上の人口が今年3月末に20パーセントを超え、市民の5人に1人が高齢者にあたる本格的な高齢化社会を迎えております。現在、緊急通報装置設置事業や配食サービス事業の実施のほか、民生委員の皆様にご協力いただくなどして、高齢者の安否確認に努めておりますが、さらに住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たに八街市高齢者見守りネットワーク事業を実施することいたしました。

この事業は、高齢者宅を訪問する機会の多い民間事業者にご協力をいただき、「配達物が溜まっている」「洗濯物が干しっぱなし」「電気がつけっぱなし」など、通常とは異なる生活の状況を確認した際に市へ連絡をいただくことにより、より早期に適切な対応ができるようにするものでございます。

事業の実施にあたり、今年8月中旬から各事業者に協力を依頼してまいりましたところ、これまでに24事業者から協力いただけるとの回答をいただいております。来る12月19日に各事業者との協定書の取り交わし式を予定しております。

このたび、本事業の趣旨にご理解いただき、ご協力いただくことになりました24の事業者に対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件2件、条例の新規制定及び一部改正8件、市道路線の認定1件、平成24年度一般会計等の補正予算6件、及び千葉県市町村総合事務組合の協議1件、並びに議決事項ではございませんが、八街市の花の指

定1件、合計19件でございます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明いたします。

議案第1号及び議案第2号は、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成24年度八街市一般会計補正予算でございます。これは、固定資産税及び都市計画税の課税の誤りが判明したことにより、過誤納された税等の還付手続を、早急に行わなければならないことから、一般会計予算を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第2号は、平成24年度八街市一般会計補正予算でございます。これは、11月16日に衆議院が解散したことにより、12月16日に実施される衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、その準備を早急に行わなければならないことから、一般会計予算を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第3号は、八街市税条例の一部改正でございます。これは、地方税法の一部改正により、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入されたことを受け、その対象である公害防止用の下水道除害施設に係る償却資産課税の軽減率を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、市の管理する各施設において、職員が通勤用自家用自動車をその敷地内に駐車する場合に使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものでございます。また、駐車に係る使用料を職員の給与から控除するため、あわせて、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部について改正するものでございます。

議案第5号は、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定でございます。これは、市内に防犯カメラを設置するにあたり、その設置及び運用に関して、新たに条例を制定するものでございます。

議案第6号から議案第10号までは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「地域主権改革」に係る第1次及び第2次一括法による権限委譲で条例委任されたものについて、それぞれ関係する条例を整備するものでございます。

議案第6号は、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。これは、道路法の一部改正により、道路の構造の技術的基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第7号は、八街市市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定についてでございます。これは、道路法の一部改正により、市道に設ける道路の案内標識等の寸法について条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第8号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、都市公園法の一部改正により、都市公園の設置及び公園施設の設置についての基準が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、八街市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定でございます。これは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定公園施設の設置に関する基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第10号は、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、市道路線の認定についてでございます。これは、開発行為により帰属されました団地内の道路について、新たに市道路線として認定するものでございます。

議案第12号は、八街市の花の指定についてでございます。これは、市制施行20周年記念事業として、市の花を「ヒマワリ」に指定するものでございます。

議案第13号は、平成24年度八街市一般会計補正予算でございます。この補正予算は、既定の予算に3億7千15万円を増額し、歳入歳出予算の総額を200億2千726万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1千908万4千円、県支出金2億7千117万8千円、繰入金1千100万1千円、諸収入6千565万7千円、市債20万円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、主なものとして、防犯対策費210万円、子ども医療費助成事業費2千783万3千円、道路整備事業費3千万円、住宅リフォーム補助事業費100万円、新規事業として強い農業づくり交付金事業費2億5千万円を増額し、また、平成23年度決算により生じた国及び県支出金の返還に要する経費7千298万2千円が主なものでございます。

議案第14号は、平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算でございます。この補正予算は、既定の予算に6億592万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を95億198万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金7千665万2千円、療養給付費交付金6千572万円、前期高齢者交付金2億8千87万2千円、県支出金1億3千496万3千円、繰越金4千772万2千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費4億8千836万8千円、後期高齢者支援金等2千92万4千円、介護給付金1千104万円、諸支出金8千711万6千円を増額し、前期高齢者納金等169万7千円を減額するものでございます。

議案第15号は、平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算でございます。この補正予算は、既定の予算に3億6千150万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億9千547万1千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1億1千564万3千円、支払基金交付金1億477万4千円、県支出金9千592万8千円、繰入金4千515万9千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費3億6千129万円、諸支出金21万4千円を増額するものでございます。

議案第16号は、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算でございます。この補正予算は、既定の予算に64万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億8千611万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1千423万6千円を増額し、繰越金59万7千円、諸収入1千299万円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、総務費164万円を減額し、事業費228万9千円を増額するのが主なものでございます。

議案第17号は、平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算でございます。この補正予算は、既定の予算から275万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億7千907万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金205万6千円、諸収入69万7千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費275万3千円を減額するのが主なものでございます。

議案第18号は、平成24年度八街市水道事業会計補正予算でございます。この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算から20万円を減額し、収益的収入予算の総額を10億6千237万9千円とするもので、児童手当に係る補助金を減額するのが主なものでございます。

収益的支出につきましては、既定の予算に17万2千円を増額し、収益的支出予算の総額を10億6千232万4千円とするもので、人件費等を増額するのが主なものでございます。

資本的収入につきましては、既定の予算に231万円を増額し、資本的収入予算の総額を7億7千667万1千円とするもので、消火栓負担金を増額するのが主なものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に11万4千円を増額し、資本的支出予算の総額を9億9千713万1千円とするもので、これは、人件費を増額するのが主なものでございます。

議案第19号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行することになり、組合規約の一部を改正する必要が生じたため、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（中田眞司君）

次に、請願第24-2号の紹介議員の説明を求めます。

### ○丸山わき子君

それでは、受理番号、請願第24-2号につきましてご説明いたします。

受理年月日、平成24年11月19日。

件名、学校図書館の充実を求める請願についてであります。

請願者は、佐倉市江原台1-22-4、北総教職員組合、委員長、石井昇さんからでございます。

紹介議員は、右山議員、そして、私、丸山でございます。

請願の要旨につきましては、下記のとおりでございます。

請願書。

件名、学校図書館の充実を求める請願。

請願趣旨。学校図書館は、児童・生徒にとって最も身近な「図書館」であり、一人ひとりの学びや豊かな情感を育む上で欠かせない場所となっています。学校図書館において子どもたちは、多くの良書と出会い、本や物語の世界を存分に味わいながら、さまざまな知識や経験を深め、物事の見方や考え方の幅を広げ、将来にわたる豊かな社会生活の実現へ向けて夢を大きく育てていくこととなります。

また、全ての児童・生徒に利用しやすい学校図書館を整備することは、学校教育における調べ学習の充実や新聞・メディアリテラシー教育への貢献など、児童・生徒が自ら調べ、自ら学ぶ力を伸ばす上で重要な基盤として欠かすことのできない教育条件ともなっています。

平成24年度からは、学校司書の配置に関わる予算150億円と学校図書館への新聞配置に関わる予算15億円が地方交付税措置として政府予算に盛り込まれています。あわせて、図書整備についても、2012年度からの新学校図書館図書整備5カ年計画が制定され、2016年度までに学校図書館図書標準を満たすよう、引き続き年間200億円、総計1千億円が計上をされています。

鳥取県知事も務めた片山善博氏（元総務大臣）は、全小中校に司書を配置すべきだとの認識に基づいて、学校図書館の充実と学校司書の配置を繰り返し強調していますが、北総教職員組合が実施したアンケート調査においても、学校司書の配置によって「児童・生徒の読書環境が向上した」「年間貸出冊数が増加した」「学習活動における図書室利用が活性化した」「読書好きな子どもが増加した」「蔵書の管理が的確になった」「子どもたちの要望に迅速な対応ができるようになった」など、多くの自治体が学校司書配置の成果を貴重な到達点として回答しています。

学校図書館がその機能を存分に発揮するためには、十分な額の図書購入費と読書環境の整備が保障されるとともに、保護者やボランティアと協力して継続的・専門的な視野から読書指導と読書環境の充実に努める専任、正規の専門職員である「学校司書」の配置が欠かせません。

上記を踏まえ、八街市で育つ全ての子どもたちが学校図書館を有効に活用し、これからの

時代を豊かに生きる力を身に付けることができるよう、下記5項目についてお願いいたします。  
 お願い項目。

1. 全ての児童・生徒に豊かな学びを保障するため、学校図書館費（図書整備費）について一層の充実を目指すこと。
2. 全ての市立小中学校で学校図書館図書標準を満たすよう、計画的かつ十分な財政措置を講ずること。また古くなった本の修繕。入れ替えをすること。
3. 全ての市立小中学校に、専任の専門職である学校司書の配置を目指すこと。
4. 地方交付税措置の目的に沿って、計画的に学校司書の全校配置を進めること。
5. 学校図書館への新聞配備を進め、児童・生徒の学習や学力向上に供すること。

平成24年11月19日。

八街市議会議長、中田眞司様。ということでのお願いでございます。

若干、補足説明をいたします。学校図書館が果たす役割は、児童・生徒が本に親しみ、将来の自立した市民を育成する大切な街づくりの事業だというふうに思います。今議会には、2人の議員からも学校図書に関する一般質問が通告されており、多くの市民からの要望・期待が寄せられているものと思います。

子どもたちに読書習慣を身に付けさせるためには、魅力ある本の充実が必要ですが、八街市の状況は図書標準に達していない学校は中学校3校、小学校3校となっており、市内の小中学校の半分が未達成の状況でございます。

また、子どもと本をつなぐ大切な役割を果たす学校司書は、印旛郡下では八街市以外の全ての自治体が専任の配置となっております。八街市の実態は、県緊急雇用創出事業で、臨時職員八街っ子サポーターの配置となっており、その配置状況は2校を兼務し、週2日から3日、1日の勤務時間は5、6時間となっています。これでは、せっかくの図書館の活用ができません。学校司書の常駐化で、読書環境の整備が求められていると思います。

文部科学省は、平成24年度から第4次の学校図書館図書整備5カ年計画をスタートさせています。図書標準の達成を目指す予算、学校図書館への新聞配備の予算、学校司書予算1人につき105万円など、地方交付税措置がされました。この交付税活用で、学校図書館の充実を求める請願の趣旨をご理解いただきまして、採択くださいますよう、お願いするものであります。以上です。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、請願第24-3号の紹介議員の説明を求めます。

#### ○右山正美君

それでは、私は、請願第24-3号。

受理年月日、平成24年11月21日。

件名、消費税の増税中止を政府に求める請願書。

請願者、八街市大谷流857-5、消費税を廃止させる印旛地域連絡会、同八街市連絡会。  
 代表、安西茂夫さんです。



紹介議員は、京増議員と、私、右山であります。

請願趣旨を読み上げて、提案にかえさせていただきますが、若干の補足説明をさせていただきます。

消費税率の引き上げが強行されれば、まさに景気悪化は必至であり、中小業者の営業は根底から破壊されます。1997年に消費税率が3パーセントから5パーセントに引き上げられたとき、消費大不況と景気悪化が急激に進んだことは、ゆがめない事実であります。消費税はまさに景気を底から冷やし、中小業者や国民の働く場を奪う税金です。

大企業は2008年のリーマンショックによる大不況を経ても賃金の抑制や下請の単価たたきで利益を上げ、266兆円の内部留保をため込んできました。デフレ経済で売上利益の減少に苦しむ国民、中小業者へのさらなる増税は、消費を一層冷え込ませるものであります。さらに消費税は、収入のない子どもや東日本大震災で苦しむ被災者にもかかります。低所得者ほど重く、高額所得者ほど軽い逆進的な不公平税制であります。まさに憲法の応能負担原則に反するわけであります。

政府は社会保障のためと言いますが、立場の弱い人に、これ以上の負担を押し付ける消費税増税は社会保障財源に最もふさわしくありません。消費税導入以来の税収は、大企業向けの法人3税の減収に、ほぼ匹敵します。1989年、福祉のため、少子化、高齢化のためと導入され、税収は延べ251兆円、同期間の法人3税の減収は233兆円、消費税は福祉どころか、法人税減収の穴埋めにされたのが実態です。輸出大企業には、輸出戻し税で多額の消費税が還付されており、2011年で総額はトヨタ自動車1千695億円、日産977億円など、上位10社で8千516億円、20社で1兆1千751億円、トヨタの1千695億円を日割り計算すると、1日に何と4億6千400万円が入る計算であります。当然、税率が2倍になれば、還付金も2倍になり、輸出大企業に補助金を出すようなもので、貿易ルール違反とも指摘されております。

その上に大企業は、正規雇用を減らし、派遣労働者や請負会社に置き換えることにより、消費税負担率を減らしています。部門を丸ごと外注化、子会社化したり、派遣・請負に置き換えるまでになっています。消費税は大企業の輸出化をますます激しくさせています。中小業者は納税を義務付けられる一方で、価格に上乗せできなければ、身銭を切って払わなければならない事実上の直接税です。業者にとって消費税は負担の重い税金です。免税点が1千万円以下に下げられ、消費税の滞納はますます広がっています。滞納者に対し、納税を強制すれば、滞納がなくなるどころか、倒産や廃業が余儀なくされることは間違いありません。

それでは、請願趣旨を読み上げます。

民主党野田内閣は、国民多数の反対を押し切って、消費税増税と社会保障改悪の「一体改革」関連法を成立させました。社会保障のためと言いながら、医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など社会保障の切り下げと一体に、消費税を2014年に8パーセント、2015年には10パーセントにまで引き上げるというものです。この大增税計画を、私たちは到底認めることができません。

増税法成立後も、依然として国民世論は「消費税の増税に反対」が増え、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというのか」「これ以上の増税では店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、職を失うことになる」と、切実な声が上がっています。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地をはじめ、全国の地域経済は大打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税増税による倒産や廃業が増えることは必至です。

また、そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。1997年に消費税を3パーセントから5パーセントに増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかです。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など社会保障は年々悪くなるばかりです。低所得者ほど負担が重い、弱いものいじめの税金であり、社会保障の財源にはふさわしくありません。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切り替え、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業、高額所得者、資産家に応分の負担を求めることなどが必要と考えます。

以上の趣旨から、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税の中止を求める意見書の採択・送付を要望し、お願いいたします。

請願項目。

1. 消費税増税中止を求める意見書を採択し、政府に意見書を提出していただくことです。以上よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

#### ○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度八街市一般会計補正予算）、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度八街市一般会計補正予算）、議案第12号、八街市の花の指定について、議案第19号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第1号、議案第2号、議案第12号及び議案第19号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

#### ○丸山わき子君

それでは、私は、議案第1号につきまして質問いたします。

これは、最初にお断りしておきますが、大変住民の生活に関わる大切な案件でございますので、質問回数につきましては制限をしていただかないように、まず、議長にお願いするものであります。

これにつきましては、先ほど午前中に全員協議会が開かれまして、課税誤謬に関する説明をいただいたところでございます。これは、課税誤謬というのは、市政運営に対して市民からの信頼を欠く、大変重要な重大な問題だと、私は思うわけです。ところが、市長のこの提案説明理由の中では、一言もその反省であるとか、迷惑をかけたとか、そういう市民に対する申し訳なかったという、そういう姿勢が一切示されていない。これは、私、あまりにも横柄ではないかなというふうに思うわけなんです。

そういう意味で、私は市長がこの問題をどんなふうに見止めているのか。その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

#### ○市長（北村新司君）

今回の判明いたしました課税誤りに関しましては、関係者をはじめ、市民の方々に多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしまして、まずは深くおわび申し上げる次第でございます。

誤りの原因は、初歩的な人為ミスであり、あってはならないことでございますので、さらにチェック体制を強化・徹底して、再発防止するように指示いたしました。

また、あわせまして、全職員に対しまして、改めて事務処理の適正化や綱紀の粛清にしまして、注意喚起したところでございます。今回のことを十分反省した上で、今まで以上に市民の信頼を損ねることのないよう行政運営を行ってまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

#### ○丸山わき子君

市長、やはり今言われたことが一番最初、議会の冒頭に言うべきですよ。議員にせかされて謝る、態度を表明するというのでは、それはまずい。これは確かに市長が携わってきた平成5年からだというわけですから、市長には直接関わってはいないんですが、しかしながら市長が就任してから2年経過して、この中では市長の中でも実際あったことなわけで、やはり本当に市民の信頼を失う、そういう行政を運営してきてしまっているわけですから、謙虚な態度で冒頭にきちんと市民に謝る。そういうことが必要であると、私は再度申し上げます。

それで、今後の再発防止のために、職員の皆さんにも声をかけたということですが、実際には事務的には、どのような方法で、この改善策が進められようとしているのか。その辺については、総務部長はどうなんでしょうか。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

この件に関しましては、私も担当部長として大変申し訳なかったということで、おわびを申し上げたいと思います。

再発防止策ということでございますけれども、先ほど報告を申し上げましたとおり、課税誤りの原因、これはいずれも電算の入力時における入力誤りというように思われます。単純な人為的ミス、これが原因ということで捉えております。現状ですが、この確認作業につき

ましては、担当者が複数回、繰り返して確認をして課税台帳、これを作成をしているんですが、業務の状況にもよります、例えば同一の職員が確認をするということもございますので、この辺をまず改善をして、そういった入力誤り、これが発見しにくいということがありますので、まず、その辺を改善をして、複数の職員が、これも複数回確認をするということで、その当初課税の確認、これが極めて重要でありますので、この辺を徹底していくということで、チェック体制の強化、これを図っていきたいということで、市長の方からも指示を受けておりますし、私も担当の方に指示をしておるところでございます。

#### ○丸山わき子君

私は、今、複数でということが言われたので、少しは改善にはなるかなというふうに思うんですが、今、どこの課も職員が不足していて仕事に追われていると。そして、住民サービスに関しても十分対応しきれない。こういう悲鳴が各課から上がっております。そういう点では、やはり職員の配置が十分されない限り、幾ら改善策を進めようとしても、進められない実態もあるのではないかとこのように思います。ぜひ、そういう点では、来年度予算で各課のこれは課税課だけの問題ではなく、各課でも本当に住民に対するサービス低下につながるような職員配置をしていただきたいと、そのように思います。

それと、もう一つお伺いしたいのは、市長は今申し訳なかったということで答弁があったわけですが、これは市長自身の責任というのは問われないのかどうか。こういった問題があった場合は、やはり市長の減給と。ましてや平成5年から長きにわたって課税誤謬があったと。このさかのぼって支払うするには、領収書がなければ、その平成5年から課税誤謬した方には全額返さないというわけでしょう。返せない人も何人かいるわけですね。やはり私はこれは問題だと思うんですね。ですから、私はこういった長期にわたって、1人平均しますと約30万円ですけれども、こういった問題に対して市長自身が減額をして、やはりこういった問題に対する姿勢を正すべきだというふうに思いますが、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

それらも含めて、今回本当に課税誤りに対しましては、本当に多くの皆様方にご迷惑をかけ、ご心配をおかけいたしました。改めまして、おわび申し上げる次第でございます。先ほども申し上げましたとおり、今後とも再発防止をするように職員ともども全庁を挙げて努力してまいりたいと、そう思っております。

#### ○丸山わき子君

市長のそういう前向きの姿勢というのはわかったわけですが、やはり市民に対しては、今一步踏み込んで、市長自身が大変迷惑をかけたということで、市長自身の報酬の減額ということで、責任をとると。そこまでやって、初めて市民は納得するんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう点では、私は市長が今議会では、そういうことを提案できなかった。そして、真摯に議会冒頭できちんと陳謝することができなかったということは残念ですが、まだ、これから3月議会もありますので、ぜひ、市長が責任をとって減額

をする。そういう姿勢を市民に示していただきたい、このように思います。以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、議案第1号について討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで、議案第1号の討論を終了します。

次に、議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで、議案第2号の討論を終了します。

次に、議案第12号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで、議案第12号の討論を終了します。

次に、議案第19号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで、議案第19号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

+

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。  
議案第12号、八街市の花の指定についてを採決します。  
この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第12号は承認されました。  
議案第19号、千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。  
この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第19号は、原案のとおり可決されました。  
日程第5、休会の件を議題とします。  
明日12月1日から3日までの3日間を議案調査及び休日のため、休会したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

+

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。  
12月1日から3日までの3日間、休会することに決定しました。  
本日の日程は全て終了しました。  
本日の会議はこれで終了します。  
12月4日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。  
議員の皆様に申し上げます。  
12月11日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月5日、午後4時までに通告書を提出するようお願いします。  
なお、所属する常任委員会の所轄する議案については、原則として質疑を避けるようお願いします。  
ご苦労さまでした。

(散会 午後3時14分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 閉会中の継続審査の件  
議案第9号から議案第15号  
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案の上程  
議案第1号から議案第19号  
提案理由の説明  
請願第23-2号、請願第24-3号  
紹介議員の説明  
議案第1号、議案第2号、議案第12号、議案第19号  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
5. 休会の件

.....  
(9月定例会継続審査)

- 議案第9号 平成23年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第10号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第11号 平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第12号 平成23年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第13号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第14号 平成23年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第15号 平成23年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(12月定例会)

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度八街市一般会計補正予算)  
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度八街市一般会計補正予算)  
議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第5号 八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について  
議案第6号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について  
議案第7号 八街市指導に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について  
議案第8号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第9号 八街市都市公園における移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について  
議案第10号 八街下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 市道路線の認定について

- 議案第12号 八街市の花の指定について
- 議案第13号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第14号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第17号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成24年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第19号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 請願第24-2号 学校図書館の充実を求める請願
- 請願第24-3号 消費税の増税中止を政府に求める請願